

議案第 39 号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和 39 年条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

公益信託に関する制度の見直しに伴い，寄附金税額控除の対象となる寄附金を定める規定を整備するほか所要の整理を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託であって、同法第3条第2号に掲げるもの(茨城県知事が認可したものに限る。)</u>の信託財産とす</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)</u>並びに<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条の規定により茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を</u></p>

るために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

ウ (略)

2 (略)

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 55 条 (略)

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号, 第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は, 土地については第 1 号及び第 2 号に, 家屋については第 3 号及び第 4 号に, 償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 152 条第 5 項の法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの, 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者, 令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法

行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ウ (略)

2 (略)

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 55 条 (略)

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号, 第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は, 土地については第 1 号及び第 2 号に, 家屋については第 3 号及び第 4 号に, 償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの, 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者, 令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人若

人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

付 則

しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項

の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の取手市税条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

議案第40号

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法施行規則（厚生労働省令）の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(介護保険事業等運営委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、介護保険事業等運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域</u></p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険事業等運営委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険事業等運営委員会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する業務</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する業務</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する業務</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の改正により、保育所等において従事する職員の数を決める規定のうち、満4歳以上児及び満3歳児に係る配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>

第44条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3（略）

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条（略）

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3（略）

第44条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3（略）

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条（略）

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

放課後子どもクラブの開所時間について、延長して開所できる時間を拡充するとともに当該時間の利用に係る利用料について定めるほか、3月31日を開所日に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(開所時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める時間に限り、子どもクラブを延長して開所することができる。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第1項第1号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後5時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第1項第2号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>前項第1号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午前7時30分から午前8時までの間</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>午後5時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>前項第2号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時から午後7時までの間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 8月12日から8月16日までの日</p>	区分	時間	<u>第1項第1号に掲げる日</u>	<u>午後5時から午後7時までの間</u>	<u>第1項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>	<u>前項第1号に掲げる日</u>	<u>午前7時30分から午前8時までの間</u>		<u>午後5時から午後7時までの間</u>	<u>前項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>	<p>(開所時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項第1号及び前項第1号の場合にあっては午後5時から午後7時までの間、第1項第2号及び前項第2号の場合にあっては午後6時から午後7時までの間、子どもクラブを延長して開所することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>3月31日及び</u>8月12日から8月16</p>
区分	時間												
<u>第1項第1号に掲げる日</u>	<u>午後5時から午後7時までの間</u>												
<u>第1項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>												
<u>前項第1号に掲げる日</u>	<u>午前7時30分から午前8時までの間</u>												
	<u>午後5時から午後7時までの間</u>												
<u>前項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>												

2 (略)

別表第4(第9条関係)

1か月の利用日数のうち, 第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

備考

- 1 午前7時30分から午前8時までの時間帯の利用は, 表の利用日数に含めない。
- 2 午前7時30分から午前8時までの時間帯の利用に係る加算金の額は, 当該時間帯に利用した回数1回につき, 100円とする。

日までの日

2 (略)

別表第4(第9条関係)

1か月の利用日数のうち, 第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

付 則

この条例は, 令和6年7月21日から施行する。

議案第44号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

次に掲げる理由により、本規約を変更するため、議会の議決を求めるものです。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、用語の整理を行うため。
- (2) 関係市町村の共通経費負担金の算定に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を前年度の「3月31日」から「1月1日」に変更するため。
- (3) 兼職の禁止に係る規定を整理し、不要な条項を削除するため。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>（執行機関の組織）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>資格確認書等の引渡し</u></p> <p>3 <u>資格確認書等の返還の受付</u></p> <p>4から6まで（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>	<p>（執行機関の組織）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></p> <p>4から6まで（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>

付 則

（施行期日）

- この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第45号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-5215	小文間 4819 番 1	400.00		13.40
	小文間 1202 番 1			8.50

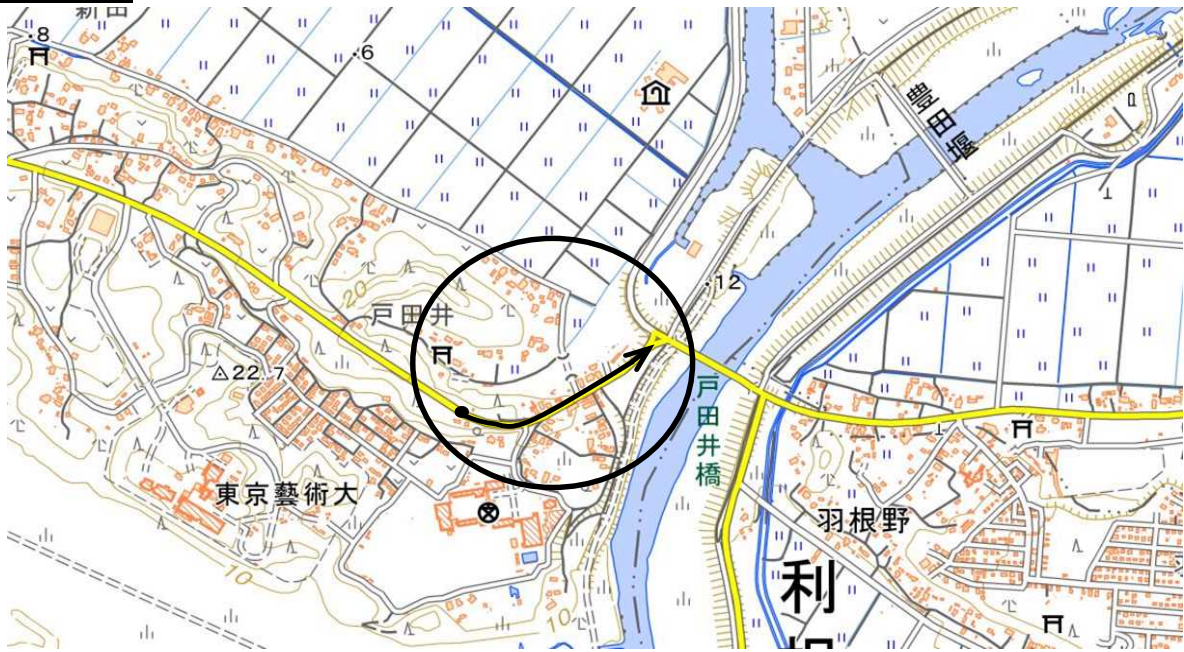
令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

県道取手東線の小文間バイパス整備計画により当該路線の一部が市に移管されることに伴い、移管部分を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

認定図



出典：国土地理院

凡例		
	起点 ●	終点 →
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)
1-5215	400.00	8.50~13.40

議案第46号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
		終点 (番地先)			最小 (m)
1-4166	変更前	東四丁目甲 906 番 1	543.10		12.90
		東四丁目 224 番 1			4.44
	変更後	東四丁目甲 907 番 1	346.50		24.30
		東五丁目 329 番 3			5.14
1-4187	変更前	台宿一丁目 382 番 1	476.40		8.30
		東四丁目 329 番 4			3.81
	変更後	台宿一丁目 382 番 4	720.30		13.20
		東四丁目 1047 番			4.98

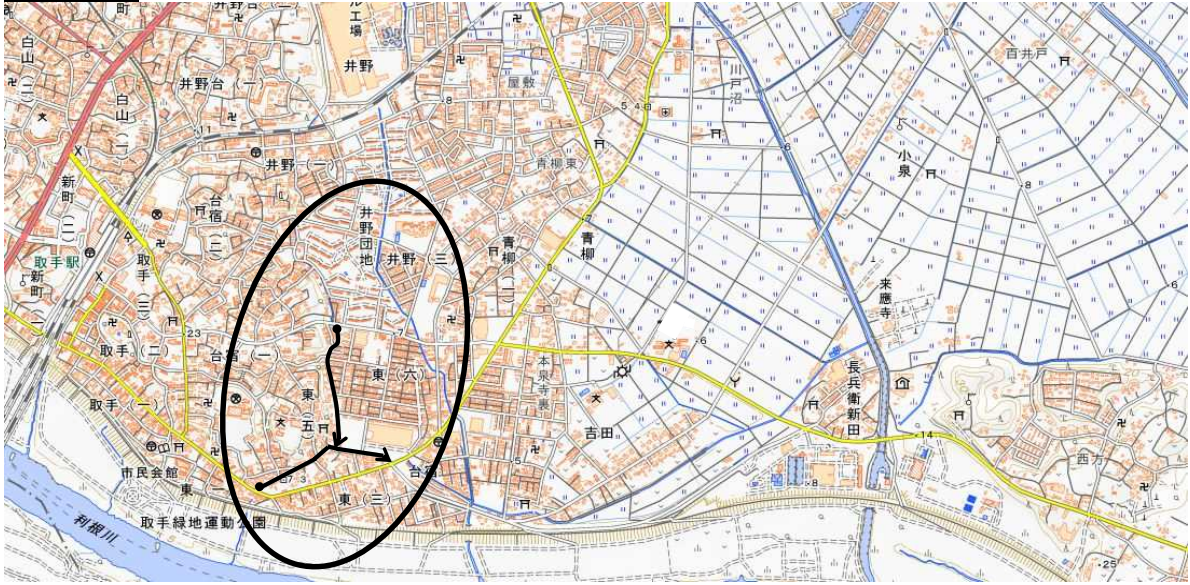
令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

提案理由

道路改良工事により路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

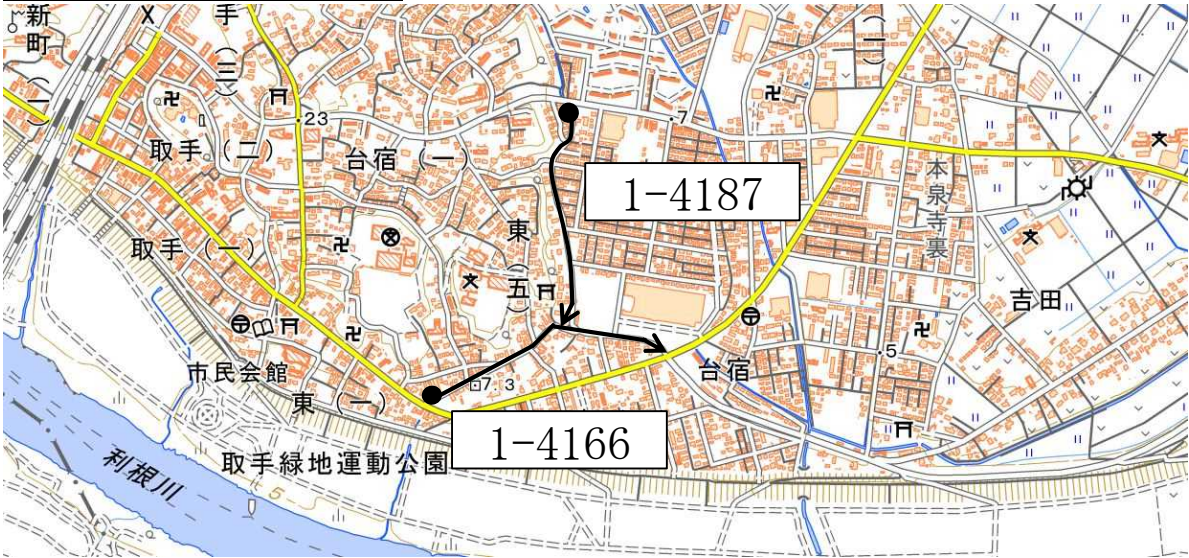
位置図



出典：国土地理院

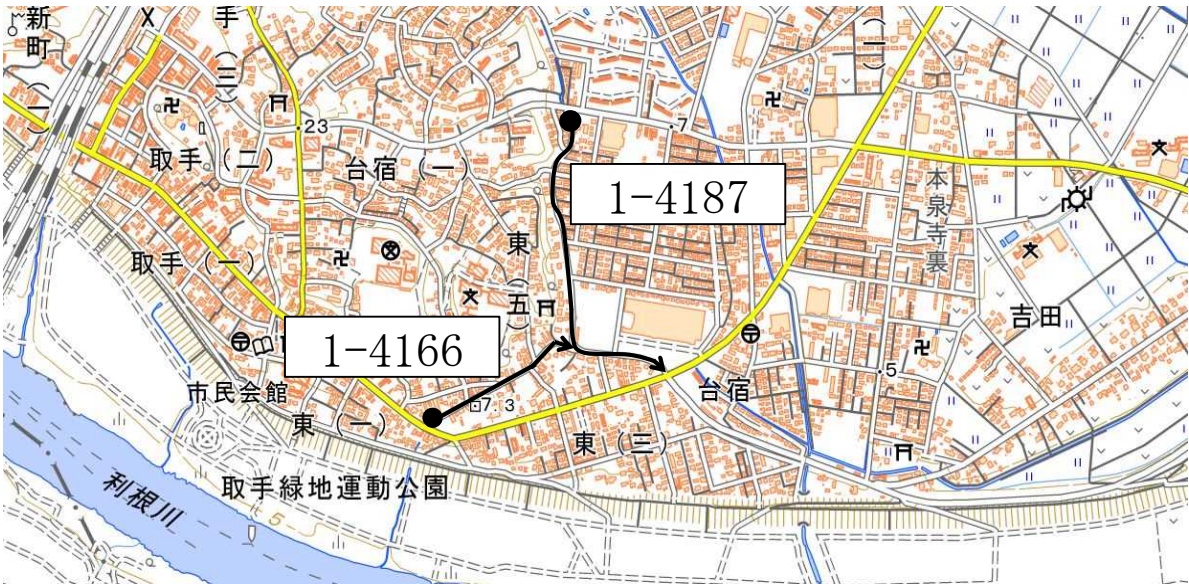
凡例	
起点 ●	・ 終点 →

変更図 (変更前)



出典：国土地理院

変更図 (変更後)



出典：国土地理院

凡例				
起点 ● ・ 終点 →				
路線番号	延長 (m)		幅員 (m)	
1-4166	変更前	543.10	変更前	4.44~12.90
	変更後	346.50	変更後	5.14~24.30
1-4187	変更前	476.40	変更前	3.81~ 8.30
	変更後	720.30	変更後	4.98~13.20

議案第47号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点(番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点(番地先)			最小(m)
1-4200	東四丁目 329 番 4	19.50		9.90
	東四丁目 280 番 1			9.00

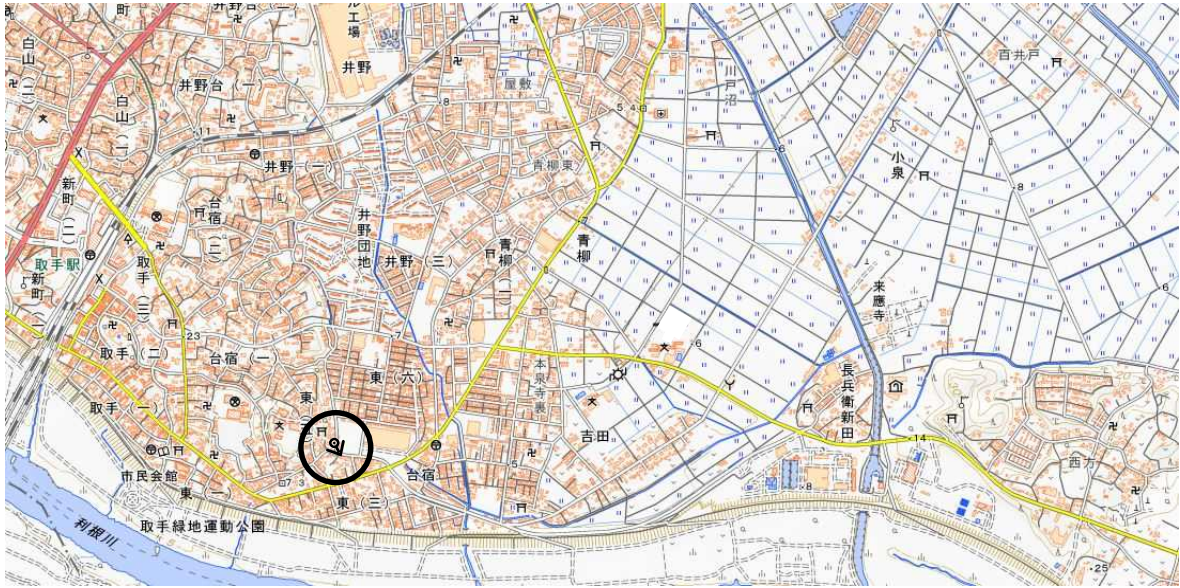
令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

提案理由

道路改良工事に伴い拡幅された道路区域と重複する市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

廃止図



出典：国土地理院

凡例		
起点 ● ・ 終点 →		
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)
1-4200	19.50	9.00~9.90

議案第48号

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）
- 2 契約金額 金994,950,000円
- 3 契約の相手方 赤塚・平沢特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県取手市白山六丁目12番14号
赤塚工業株式会社
代表取締役 赤塚 康伸

構成員 茨城県取手市稲507番地1
株式会社平沢工務店
代表取締役 平沢 誠
- 4 契約方法 一般競争入札

令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

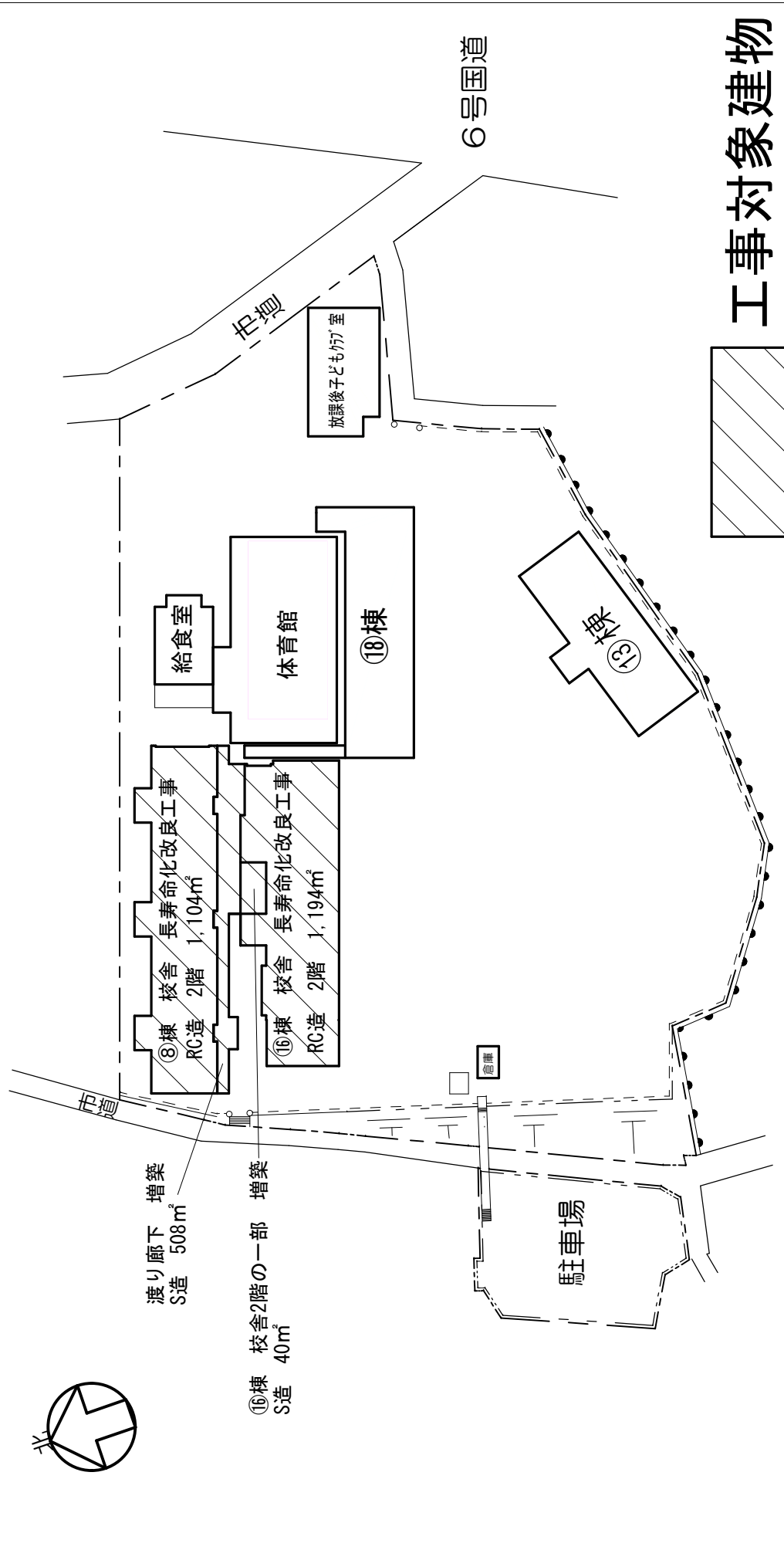
- 1 工事名称 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）
- 2 工事場所 取手市白山二丁目3番18号
- 3 工事概要 白山小学校の校舎等は、昭和30年代から50年代前半に建築され、老朽化が著しいため、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習内容、学習形態に対応可能な教育環境の整備を令和4年度から令和7年度にかけて行います。第3期工事は、既存校舎の長寿命化改良工事及び増築工事等を行うものです。
 - (1) 校舎長寿命化改良工事
 - ・⑧棟 校舎 RC造 2階 1,104㎡
 - ・⑯棟 校舎 RC造 2階 1,194㎡
 - 外 部：屋上防水改修、煙突閉塞、フェンス改修、外壁補修及び塗装等
 - 内 部：共用部改修、教室改修、建具改修等
 - 設 備：照明器具改修、給排水衛生設備改修、消防設備改修等
 - その他：老朽化の著しい箇所の改修等
 - (2) 校舎増築工事
 - ・⑯棟 校舎 S造 2階の一部 40㎡ 増築
 - ・渡り廊下 S造 508㎡ 増築
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和7年3月25日
- 5 入札参加業者（4業者）
 - 赤塚・平沢特定建設工事共同企業体
 - 令和・東匠特定建設工事共同企業体
 - オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体
 - 常総・大竹特定建設工事共同企業体

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）		
履行場所	取手市白山二丁目3番18号	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課	入札日時	令和6年5月24日 午前9時
予 定 価 格	¥999,977,000	入札書比較価格	¥909,070,000
最低制限価格	¥919,974,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥836,340,000
入札者		入札第1回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥904,500,000	落札
令和・東匠特定建設工事共同企業体		¥906,900,000	
オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体		¥905,000,000	
常総・大竹特定建設工事共同企業体		¥906,250,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥994,950,000円	請負者 氏 名	赤塚・平沢特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和6年5月24日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和7年3月25日

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第3期）



議案第49号

取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について

取手市立高井小学校校舎増築工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 取手市立高井小学校校舎増築工事
- 2 契約金額 金782,100,000円
- 3 契約の相手方 常総・大竹特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県神栖市賀2108番地8
常総開発工業株式会社
代表取締役 石津 正美

構成員 茨城県取手市小文間5584番地
大竹建設株式会社
代表取締役 大竹 光

- 4 契約方法 一般競争入札

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

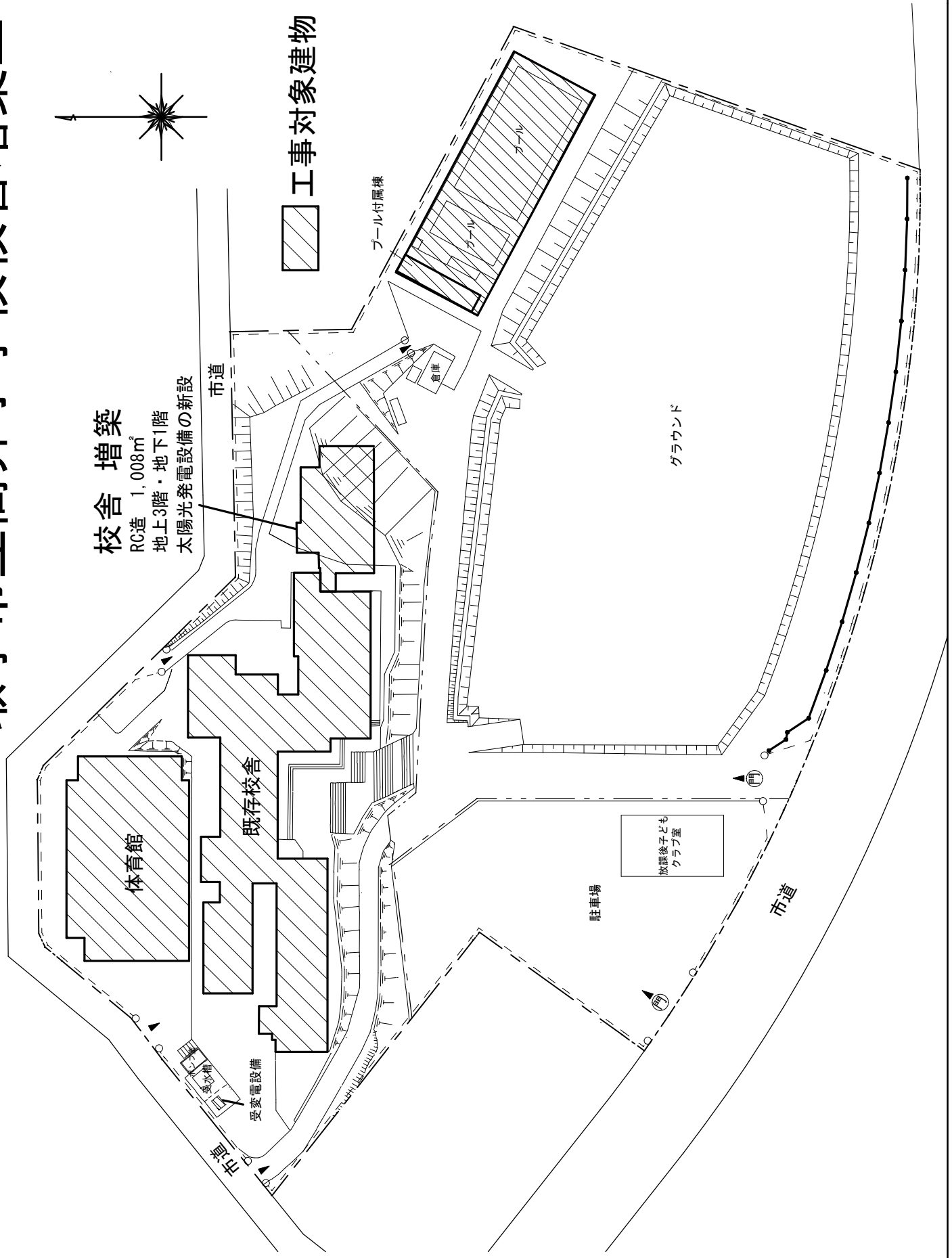
- 1 工事名称 取手市立高井小学校校舎増築工事
- 2 工事場所 取手市ゆめみ野三丁目2番地1
- 3 工事概要 ゆめみ野地区の人口増加に伴い高井小学校の児童数が増加していること及び法改正により令和7年度までに公立小学校における1学級の定員上限数が35人以下に引き下げられることから、教室数の不足が見込まれるため、校舎増築、既存校舎改修等を行うものです。
 - (1) 校舎増築工事
 - ・校舎 RC造 地上3階・地下1階 1,008㎡ 増築
 - (2) 既存校舎改修工事
 - ・調理室及び配膳室の改修
 - ・既存間仕切壁の改修
 - (3) 体育館改修工事
 - ・バリアフリースイールの新設
 - (4) その他工事
 - ・屋外プール(S造)及びプール付属棟(S造)の解体
 - ・受変電設備の改修
 - ・太陽光発電設備の新設
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和7年3月25日
- 5 入札参加業者(4業者)
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体
令和・東匠特定建設工事共同企業体
オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体
常総・大竹特定建設工事共同企業体

入札調書

(単位：円)

件名	取手市立高井小学校校舎増築工事		
履行場所	取手市ゆめみ野三丁目22番地1	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課	入札日時	令和6年5月24日 午前9時20分
予定価格	¥789,987,000	入札書比較価格	¥718,170,000
最低制限価格	¥726,781,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥660,710,000
入札者		入札第1回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥718,100,000	
令和・東匠特定建設工事共同企業体		¥716,200,000	
オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体		¥715,000,000	
常総・大竹特定建設工事共同企業体		¥711,000,000	落札
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥782,100,000円	請負者 氏名	常総・大竹特定建設工事共同企業体
仮契約 年月日	令和6年5月24日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和7年3月25日

取手市立高井小学校校舎増築工事



議案第50号

真空冷却機の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 真空冷却機 |
| 2 取得金額 | 金22,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県取手市小堀3994番地
有限会社利根川製作所
代表取締役 今井 隆一 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

1 品 名 真空冷却機

2 納入場所 取手市立学校給食センター 取手市宮和田1950番地

3 取得理由

現在、学校給食センターで使用している真空冷却機2台について、導入後それぞれ25年・19年が経過し、経年劣化による不具合や修理が頻繁に発生している状況にあります。

当該機器は学校給食衛生管理基準に規定されている衛生管理上の重要な設備であることから、学校給食の適切な衛生管理を図り、安全で安心な学校給食を提供するため、設備の更新をするものです。

4 設備概要

一度加熱した食品を調理するまでの間に菌が繁殖することを防ぐため、食品の内部まで急速かつ均一に冷却する設備です。

5 取得数 2台

6 納入期限 令和6年8月30日

7 入札参加業者（5業者）

戸田産業株式会社

有限会社利根川製作所

ホシザキ北関東株式会社

株式会社中山電機

山野井商事株式会社

入札調書

(単位：円)

件名	真空冷却機の購入		
履行場所	取手市宮和田1950番地	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第4委員会室	入札日時	令和6年5月21日 午前10時
予定価格	¥22,729,520	入札書比較価格	¥20,663,200
入札者		入札第1回	
戸田産業株式会社		¥20,520,000	
有限会社利根川製作所		¥20,000,000	落札
ホシザキ北関東株式会社		¥22,000,000	
株式会社中山電機		¥25,996,000	
山野井商事株式会社		¥21,290,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥22,000,000円	請負者氏名	有限会社利根川製作所
仮契約年月日	令和6年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和6年8月30日

議案第51号

救助工作車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 救助工作車 |
| 2 取得金額 | 金178,758,920円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

1 品 名 救助工作車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

取手消防署に配置されている救助工作車は、市内全域における救助事案に対し、第一線を担う消防車両として運用してきましたが、運用開始から 24 年が経過し、経年劣化が進んでいます。

災害や事故の多様化及び大規模化、さらに地震等による広域災害への対応も求められる状況において、装備の充実を図り、緊急時における迅速確実な救助活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

消防車専用シャシをベースに、四輪駆動により機動性に優れ、車両全体の重量が均等に配分されたことで安定した走行が可能になるとともに、長期使用にも耐えられる構造となっています。また、スペースの有効活用により多くの資機材の積載も可能で、車内座席は空気呼吸器内蔵型の座席となっています。

さらに、車両にウィンチ、クレーン、照明装置を搭載することで、様々な現場で迅速確実な救助活動に対応できる車両となっています。

※ 特殊なぎそう艀装等

- ・ 空気呼吸器内蔵型座席
- ・ フロント、リアウィンチ装置
- ・ 伸縮機能付き照明装置
- ・ 4 段クレーン装置

5 納入期限 令和 7 年 3 月 2 8 日

6 入札参加業者（7 業者）

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社鈴機

小池株式会社

有限会社カミス総合防災

帝商株式会社

株式会社モリタ

株式会社土浦消防センター

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	救助工作車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第4委員会室	入札日時	令和6年5月21日 午前10時30分
予定価格	¥179,011,744	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥187,668,920	
有限会社鈴機		¥181,068,920	
小池株式会社		¥190,968,920	
有限会社カミス総合防災		¥194,268,920	
帝商株式会社		¥181,618,920	
株式会社モリタ		¥178,758,920	落札
株式会社土浦消防センター		¥182,718,920	
契約金額	¥178,758,920 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和6年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和7年3月28日

議案第52号

消防団ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 消防団ポンプ自動車 |
| 2 取得金額 | 金22,388,800円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

1 品 名 消防団ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

取手市消防団（第7分団）に配置されている消防ポンプ自動車は、市内における火災をはじめとした各種災害に対し、地域防災を担う車両として運用してきましたが、経年劣化が見られる状況となっています。

複雑多様化する災害への対応が求められている状況において、更なる消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した消防団車両に更新するものです。

4 設備概要

高効率かつ軽量で耐久性を備えたポンプは、メンテナンスフリーで、無給油式であるため環境に配慮されたものです。また、揚水力も強化されているため、一般火災はもとより遠距離送水や水害時の排水作業等にも適した車両となっています。

さらに、従来と比べて容易にホースを収納することができるホースカーや、ホースカーが使用できない地域においてホース延長を容易にし、団員の負担を軽減するホース背負器等の装備を搭載した車両となっています。

ぎそう

※ 特殊な艤装等

- ・大型無給油式真空ポンプ
- ・安全機能付ポンプ操作装置
- ・加納式ホースカー
- ・ホース背負器

5 納入期限 令和7年2月20日

6 入札参加業者（6業者）

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社鈴機

小池株式会社

有限会社カミス総合防災

株式会社モリタ

株式会社土浦消防センター

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防団ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第4委員会室	入札日時	令和6年5月21日 午前10時40分
予定価格	¥22,490,400	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥23,818,800	
有限会社鈴機		¥22,608,800	
小池株式会社		¥23,873,800	
有限会社カミス総合防災		¥24,148,800	
株式会社モリタ		¥22,388,800 落札	
株式会社土浦消防センター		¥22,883,800	
契約金額	¥22,388,800 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和6年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和7年2月20日

議案第53号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,786,829千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,467,502	930,861	7,398,363
	2 国庫補助金	923,726	930,861	1,854,587
21 諸収入		767,287	74	767,361
	6 雑入	608,068	74	608,142
歳入合計		42,855,894	930,935	43,786,829

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,001,432	930,935	17,932,367
	1 社会福祉費	7,849,800	930,935	8,780,735
歳出合計		42,855,894	930,935	43,786,829

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,467,502	930,861	7,398,363
21 諸収入	767,287	74	767,361
歳入合計	42,855,894	930,935	43,786,829

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	17,001,432	930,935	17,932,367	930,861		74	
歳出合計	42,855,894	930,935	43,786,829	930,861		74	

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	51,269	930,861	982,130	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	930,861	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分） 930,861
計	923,726	930,861	1,854,587			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	188,450	74	188,524	5 民 生 費 雑 入	74	・雇用保険料本人負担分 74 増
計	608,068	74	608,142			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総務費	930,935 (1,214,345) (2,145,280)	930,861 国庫支出金 930,861		74 諸収入 74				
					1 報 酬	9,399	61 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費	
					3 職員手当等	8,831	930,935	
					4 共 済 費	2,176		
					8 旅 費	697	報酬 (9,399)	
					1 費用弁償	697	・会計年度任用職員報酬 9,399	
					10 需用費	2,795	職員手当等 (8,831)	
					1 消耗品費	990	時間外勤務手当 6,480	
					4 印刷製本費	1,805	期末手当 1,280	
					11 役務費	10,421	勤勉手当 1,071	
					1 通信運搬費	8,098	共済費 (2,176)	
					4 手数料	2,323	共済組合負担金 783	
					12 委託料	11,000	雇用保険料 193	
					13 使用料及び賃借料	616	厚生年金保険料 1,154	
					18 負担金、補助及び交付金	885,000	子ども・子育て拠出金 46	
							旅費 (697)	
							費用弁償 697	
							需用費 (2,795)	
							消耗品費 990	
							印刷製本費 1,805	
							役務費 (10,421)	
							通信運搬費 8,098	
							手数料 2,323	
							委託料 (11,000)	
							・給付金システム処理業務委託料 11,000	
							使用料及び賃借料 (616)	
							・パソコン使用料 616	
							負担金、補助及び交付金 (885,000)	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税非課税世帯分) 180,000 ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税非課税世帯・こども加算分) 12,500 ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税均等割のみ世帯分) 85,000 ・ 物価高騰対応重点支援臨時給付金 (住民税均等割のみ世帯・こども加算分) 7,500 ・ 定額減税補足給付金 (調整給付) 600,000 	
項計	930,935 (7,849,800) (8,780,735)	930,861		74				
款計	930,935 (17,001,432) (17,932,367)	930,861		74				
歳出合計	930,935 (42,855,894) (43,786,829)	930,861		74				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(884) 750	1,015,257	2,914,300	2,784,547	6,714,104	1,155,792	7,869,896	
補 正 後	(884) 750	1,024,656	2,914,300	2,793,378	6,732,334	1,157,968	7,890,302	
比 較		9,399		8,831	18,230	2,176	20,406	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	169,672	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	比 較						6,480	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	768,238	638,310	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	769,518	639,381	486,900	343,400	35,000	11,847	
	比 較	1,280	1,071					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,914,300	2,644,699	5,558,999	1,033,394	6,592,393	
補 正 後	(76) 750		2,914,300	2,651,179	5,565,479	1,033,394	6,598,873	
比 較				6,480	6,480		6,480	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	169,672	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	比 較						6,480	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	692,100	574,600	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	692,100	574,600	486,900	343,400	35,000	11,847	
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(808)	1,015,257		139,848	1,155,105	122,398	1,277,503	
補 正 後	(808)	1,024,656		142,199	1,166,855	124,574	1,291,429	
比 較		9,399		2,351	11,750	2,176	13,926	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	76,138	63,710					
	補 正 後	77,418	64,781					
比 較	1,280	1,071						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	8,831	制度改正に伴う増減分	扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	8,831	扶養 千円 期末 1,280 千円 通勤 勤勉 1,071 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 6,480 夜間 児童 管理職特勤

議案第54号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ862,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,649,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		157,080	635	157,715
	1 負担金	157,080	635	157,715
15 国庫支出金		7,398,363	700,547	8,098,910
	1 国庫負担金	5,520,735	474,576	5,995,311
	2 国庫補助金	1,854,587	224,896	2,079,483
	3 国庫委託金	23,041	1,075	24,116
16 県支出金		2,715,947	196	2,716,143
	1 県負担金	1,979,827	196	1,980,023
19 繰入金		2,592,024	82,141	2,674,165
	2 基金繰入金	2,585,740	82,141	2,667,881
21 諸収入		767,361	6,511	773,872
	6 雑入	608,142	6,511	614,653
22 市債		1,243,000	72,600	1,315,600
	1 市債	1,243,000	72,600	1,315,600
歳入合計		43,786,829	862,630	44,649,459

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,921,318	3,701	7,925,019
	1 総務管理費	7,111,963	3,701	7,115,664
3 民生費		17,932,367	447,975	18,380,342
	1 社会福祉費	8,780,735	2,595	8,783,330
	2 児童福祉費	6,659,254	445,380	7,104,634
4 衛生費		1,796,461	304,885	2,101,346
	1 保健衛生費	1,136,128	304,885	1,441,013
7 土木費		5,151,386	27,956	5,179,342
	3 都市計画費	3,502,443	27,956	3,530,399
9 教育費		3,975,293	28,113	4,003,406
	1 教育総務費	833,402	2,947	836,349
	2 小学校費	856,159	3,969	860,128
	5 社会教育費	1,092,989	21,197	1,114,186
10 災害復旧費		5	50,000	50,005
	3 公共土木施設災害復旧費	1	50,000	50,001
歳出合計		43,786,829	862,630	44,649,459

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和6年度その2)	令和 6年度から 令和14年度まで	4,870
放課後子どもクラブ (取手東小・高井小・藤代小) 運營業務委託	令和 6年度から 令和 9年度まで	186,601

(変更)

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和6年度)	令和 6年度から 令和14年度まで	4,475	公用車リース料 (令和6年度 その1)	令和 6年度から 令和14年度まで	4,475
保育施設利用オンライン申請 システム運用・保守業務委託	令和 6年度から 令和 8年度まで	990	保育施設利用オンライン申請 システム運用・保守業務委託	令和 6年度から 令和 9年度まで	0

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑地整備事業	20,400	普通貸借	3.0%以内	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業	50,000	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	5,400	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	7,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	157,080	635	157,715
15 国庫支出金	7,398,363	700,547	8,098,910
16 県支出金	2,715,947	196	2,716,143
19 繰入金	2,592,024	82,141	2,674,165
21 諸収入	767,361	6,511	773,872
22 市債	1,243,000	72,600	1,315,600
歳入合計	43,786,829	862,630	44,649,459

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,921,318	3,701	7,925,019		2,200		1,501
3 民生費	17,932,367	447,975	18,380,342	435,884		2,672	9,419
4 衛生費	1,796,461	304,885	2,101,346	252,426			52,459
7 土木費	5,151,386	27,956	5,179,342		20,400	7,402	154
9 教育費	3,975,293	28,113	4,003,406	12,433		9,214	6,466
10 災害復旧費	5	50,000	50,005		50,000		
歳出合計	43,786,829	862,630	44,649,459	700,743	72,600	19,288	69,999

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費負担金	39,932	635	40,567	3 社会教育費負担金	635	・放課後児童対策事業保護者負担金 635 増
計	157,080	635	157,715			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	5,519,492	430,164	5,949,656	3 児童手当負担金	430,164	・被用者3歳未満児童手当負担金 97,150 増 ・被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 184,153 増 ・非被用者中学校修了前児童手当負担金 32,435 増 ・特例給付者児童手当負担金 12,000 減 ・高校生年代児童手当負担金 128,426
2 衛生費国庫負担金	1,243	44,412	45,655	3 予防費負担金	44,412	・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 44,412
計	5,520,735	474,576	5,995,311			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	227,844	4,449	232,293	2 児童福祉費補助金	4,449	・子ども・子育て支援事業費補助金 3,707 ・デジタル田園都市国家構想交付金 742
3 衛生費国庫補助金	79,394	208,014	287,408	2 予防費補助金	208,014	・新型コロナウイルスワクチン助成金 208,014
5 教育費国庫補助金	49,595	12,433	62,028	6 社会教育費補助金	12,433	・文化芸術振興費補助金 12,433
計	1,854,587	224,896	2,079,483			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

2 民生費国庫委託金	20,520	1,075	21,595	2 児童福祉費委託金	1,075	・こどもまんなかアクションリレーシンポジウム委託金 1,075
計	23,041	1,075	24,116			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,978,453	196	1,978,649	2 児童手当負担金	196	・被用者3歳未満児童手当負担金 9,200 減 ・被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 2,857 減 ・非被用者中学校修了前児童手当負担金 3,093 減 ・特例給付者児童手当負担金 3,000 減 ・高校生年代児童手当負担金 18,346
-----------	-----------	-----	-----------	-----------	-----	---

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,979,827	196	1,980,023			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	615,774	69,999	685,773	1 財政調整基金繰入金	69,999	・財政調整基金繰入金	69,999 増
4 公共施設整備基金繰入金	75,706	1,170	76,876	1 公共施設整備基金繰入金	1,170	・公共施設整備基金繰入金	1,170 増
5 学校施設整備基金繰入金	15,360	3,570	18,930	1 学校施設整備基金繰入金	3,570	・学校施設整備基金繰入金	3,570 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	1,604,578	600	1,605,178	1 ふるさと取手応援基金繰入金	600	・ふるさと取手応援基金繰入金	600 増
10 森林環境譲与税基金繰入金	7,907	6,802	14,709	1 森林環境譲与税基金繰入金	6,802	・森林環境譲与税基金繰入金	6,802 増
計	2,585,740	82,141	2,667,881				

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	188,524	6,511	195,035	5 民生費雑入	1,502	・人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業 交付金	502
				11 教育費雑入	5,009	・子ども活動支援金	1,000
						・雇用保険料本人負担分	9 増
						・コミュニティ助成事業助成金（地域の芸術環境 づくり）	5,000
計	608,142	6,511	614,653				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土木債	696,900	20,400	717,300	3 公園緑地整備事業債	20,400	・緑地整備事業債	20,400
8 緊急防災・減災事業債	5,400	2,200	7,600	1 緊急防災・減災事業債	2,200	・緊急防災・減災事業債	2,200 増
13 緊急自然災害防止対策事業債	0	50,000	50,000	1 緊急自然災害防止対策事業債	50,000	・緊急自然災害防止対策事業債	50,000
計	1,243,000	72,600	1,315,600				

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 文書 広報費	1,402 (44,834) (46,236)				1,402			
					1,402	12 委託料	1,402	32 情報公開及び個人情報保護に要する経費 1,402 増
								委託料 (1,402 増) ・ 訴訟代理委託料 1,402
11 災害 対策費	2,299 (57,195) (59,494)		2,200		99			
			2,200		99	12 委託料	2,299	23 防災施設等の整備に要する経費 2,299 増
								委託料 (2,299 増) ・ 防災行政無線拡声装置付替業務委託料 2,299
項 計	3,701 (7,111,963) (7,115,664)		2,200		1,501			
款 計	3,701 (7,921,318) (7,925,019)		2,200		1,501			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,295 (2,145,280) (2,146,575)				1,295			
					1,295	12 委託料	1,295	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 1,295 増
								委託料 (1,295 増)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費								・ウェルネスプラザ指定管理料 1,295 増
3 老人 福祉費	1,300 (3,570,637) (3,571,937)			1,170 繰入金 502 諸収入 502 502	△372 △502 △502	14 工事請負費	1,300	22 高齢者生活支援に要する経費 (10) 高齢者見守り事業に関する経費 財源充当の変更 28 福祉施設の管理運営に要する経費 (1) あげぼの管理運営に関する経費 工事請負費 (1,300) ・非常用放送設備改修工事 1,300
項 計	2,595 (8,780,735) (8,783,330)			1,672	923			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	13,675 (620,445) (634,120)	5,524 国庫支出金 742			8,151 248	7 報償費 10 需用費	2,000 169	6 保育事務に要する経費 委託料 (990 増)
---------------	----------------------------------	-----------------------	--	--	--------------	-----------------	--------------	---------------------------------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国県支出金	地方債	その他				一般財源		
1 児童福祉 総務費						1 消耗品費	145	・ 保育施設利用オンライン申請システム運用・ 保守業務委託料	990 増	
						4 印刷製本費	24		14 こども政策推進に要する経費	2,150
		1,075				1,075	11 役員費	2,003	報償費 ・ 講師謝礼	(2,000)
							1 通信運搬費	2,003		2,000
						699	12 委託料	9,395	委託料 ・ ライブ配信業務委託料	(150)
							13 使用料及び賃借料	108		150
								23 こども計画策定に要する経費	699 増	
3,707				6,129			委託料 ・ こども政策プロモーション業務委託料	(591 増)		
							591			
						使用料及び賃借料 ・ デジタルスタンプラリーシステム使用料	(108)			
						108	39 児童手当事務に要する経費	9,836 増		
							需用費	(169 増)		
							消耗品費	145 増		
							印刷製本費	24 増		
							役員費	(2,003 増)		
							通信運搬費	2,003 増		
							委託料	(7,664)		
							・ 児童手当事務従事者派遣委託料	5,406		
							・ 児童手当システム委託料	2,258		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	430,560 (1,832,359) (2,262,919)	430,164			200	19 扶助費	430,560	26 児童手当支給に要する経費	430,560 増
		196 国庫支出金 196 県支出金 430,360			200			扶助費 ・児童手当	(430,560 増) 430,560 増
3 児童入所費	63 (2,968,170) (2,968,233)				63	7 報償費	63	22 民間保育園運営に要する経費	63 増
					63			(1) 民間保育園運営に関する経費	63 増
								報償費 ・保育所運営法人選定委員会委員謝礼	(63) 63
4 保育所費	1,082 (1,221,915) (1,222,997)			1,000 諸収入	82				
				1,000	82	12 委託料	782	20 保育所の管理運営に要する経費	1,082 増
				1,000	82	17 備品購入費	300	(1) 保育所の管理運営に関する経費	1,082 増
							委託料 ・保育所体操教室業務委託料	(782 増) 782	
							備品購入費 ・保育備品	(300 増) 300 増	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	445,380 (6,659,254) (7,104,634)	435,884		1,000	8,496			
款計	447,975 (17,932,367) (18,380,342)	435,884		2,672	9,419			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	304,885	252,426			52,459				
	(303,679)	国庫支出金							
	(608,564)								
		252,426			52,459	10 需用費	320	20 予防接種に要する経費	304,885 増
		252,426			52,459	1 消耗品費	14	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費	304,885
						4 印刷製本費	306	需用費	(320)
						11 役務費	204	消耗品費	14
						1 通信運搬費	204	印刷製本費	306
						12 委託料	259,434	役務費	(204)
						18 負担金、補助及び交付金	44,412	通信運搬費	204
					19 扶助費	515	委託料	(259,434)	
							・予防接種委託料	259,434	
							負担金、補助及び交付金	(44,412)	
							・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金	44,412	
							扶助費	(515)	
							・定期予防接種助成費	515	
項計	304,885 (1,136,128) (1,441,013)	252,426			52,459				

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	304,885 (1,796,461) (2,101,346)	252,426			52,459			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

7 公園 緑地費	27,956 (265,069) (293,025)		20,400	7,402 繰入金	154				
			20,400	7,002	103	14 工事請負費	26,202	21 緑地等管理に要する経費	27,505 増
						17 備品購入費	754	工事請負費 ・緑地整備工事 備品購入費 ・緑地用備品 補償、補填及び賠償金 ・補償費	(26,202) 26,202 (303) 303 (1,000) 1,000
				400	51	21 補償、補填及び賠償金	1,000		
								27 公園維持管理に要する経費	451 増
								備品購入費 ・公園用備品	(451) 451
項計	27,956 (3,502,443) (3,530,399)		20,400	7,402	154				
款計	27,956 (5,151,386) (5,179,342)		20,400	7,402	154				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
4 教育研究 指導費	2,947 (231,466) (234,413)			9 諸収入	2,938				
				9	2,938	1 報酬	1,465	24 教育相談に要する経費	2,947 増
						4 共済費	266	報酬	(1,465 増)
						8 旅費	52	・不登校対応支援員報酬	1,465
						1 費用弁償	52	共済費	(266 増)
						10 需用費	34	共済組合負担金	96 増
						2 燃料費	34	雇用保険料	24 増
						11 役務費	30	厚生年金保険料	140 増
						7 自動車 損害保 険料	30	子ども・子育て拠出金	6 増
						12 委託料	1,100	旅費	(52 増)
								費用弁償	52 増
								需用費	(34 増)
								燃料費	34 増
								役務費	(30 増)
								自動車損害保険料	30 増
								委託料	(1,100 増)
								・代理人委託料	1,100
項 計	2,947 (833,402) (836,349)			9	2,938				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

4 学 校 給 食 費	3,969 (345,065) (349,034)			3,570 繰入金	399				
				3,570	399	17 備品購入費	3,969	21 給食施設整備に要する経費	3,969 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
4 学校給食費							備品購入費 (3,969 増) ・回転釜 3,969	
項 計	3,969 (856,159) (860,128)			3,570	399			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	18,642 (784,657) (803,299)	12,433 国庫支出金		635 分担金・負担金 5,000 諸収入 5,000	574			
		12,433		5,000		1 報酬 591	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 17,433 増	
						12 委託料 618		
						18 負担金、補助及び交付金 17,433	負担金、補助及び交付金 (17,433 増) ・コミュニティ助成事業助成金（地域の芸術環境づくり） 5,000 ・文化芸術振興費補助金 12,433	
				635	574		38 放課後児童対策事業に要する経費 1,209 増	
							報酬 (591 増) ・放課後児童支援員報酬 591 増 委託料 (618 増) ・放課後子どもクラブ管理システム改修委託料 132 ・放課後子どもクラブ運営業務委託料 486 増	
2 公民館費	207 (119,148) (119,355)				207			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費				207	11 役務費	9	5 公民館事務に要する経費 207 増	
					7 自動車損害保険料	9	役務費 (9 増) 自動車損害保険料 9 増	
					12 委託料	66	委託料 (66)	
					13 使用料及び賃借料	132	・公用車処分委託料 66 使用料及び賃借料 (132 増) ・公用車リース料 132 増	
4 文化財保護費	2,348 (21,523) (23,871)			2,348				
				1,100	10 需用費	1,238	21 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 1,100 増	
					1 消耗品費	138	需用費 (1,100 増)	
					6 修繕料	1,100	修繕料 1,100 増	
				1,248	12 委託料	860		
					13 使用料及び賃借料	250	24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費 1,248 増	
							需用費 (138 増) 消耗品費 138 増 委託料 (860 増) ・市内遺跡調査発掘作業委託料 860 増 使用料及び賃借料 (250 増) ・市内遺跡確認緊急調査機器賃借料 250 増	
項計	21,197 (1,092,989) (1,114,186)	12,433		5,635	3,129			

(款) 9 教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
款計	28,113 (3,975,293) (4,003,406)	12,433		9,214	6,466			

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木 施設災害 復旧費	50,000 (1) (50,001)		50,000			14 工事請負費	50,000	20 災害復旧に要する経費	50,000 増
			50,000					(2) 道路橋りょう災害復旧に関する経費	50,000
			50,000					工事請負費 ・災害復旧工事	(50,000) 50,000
項計	50,000 (1) (50,001)		50,000						
款計	50,000 (5) (50,005)		50,000						
歳出合計	862,630 (43,786,829) (44,649,459)	700,743	72,600	19,288	69,999				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(884) 750	1,024,656	2,914,300	2,793,378	6,732,334	1,157,968	7,890,302	
補 正 後	(885) 750	1,026,712	2,914,300	2,793,378	6,734,390	1,158,234	7,892,624	
比 較	(1)	2,056			2,056	266	2,322	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	769,518	639,381	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	769,518	639,381	486,900	343,400	35,000	11,847	
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,914,300	2,651,179	5,565,479	1,033,394	6,598,873	
補 正 後	(76) 750		2,914,300	2,651,179	5,565,479	1,033,394	6,598,873	
比 較								

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	補 正 後	68,400	55,000	50,800	103,300	10,880	176,152	42,800
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	692,100	574,600	486,900	343,400	35,000	11,847	
	補 正 後	692,100	574,600	486,900	343,400	35,000	11,847	
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(808)	1,024,656		142,199	1,166,855	124,574	1,291,429	
補 正 後	(809)	1,026,712		142,199	1,168,911	124,840	1,293,751	
比 較	(1)	2,056			2,056	266	2,322	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	77,418	64,781					
	補 正 後	77,418	64,781					
	比 較							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 6年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料(令和6年度その2)	4,870			6-14	4,870				4,870
放課後子どもクラブ(取手東小・高井小・藤代小)運営業務委託	186,601			6-9	186,601	56,597		28,290	101,714
合 計	191,471				191,471	56,597		28,290	106,584

(令和 6年度変更分(変更後))

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料(令和6年度その1)	4,475			6-14	4,475				4,475
保育施設利用オンライン申請システム運用・保守業務委託	0			6-9					
合 計	4,475				4,475				4,475

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,953,112	21,107,712	3,170,200	1,948,673	22,329,239
(1) 総務債	162,444	145,524		16,976	128,548
(2) 民生債	227,154	227,038	58,300	20,416	264,922
(3) 衛生債	9,980	18,810		1,562	17,248
(4) 農林水産業債	163,023	142,398	17,700	28,418	131,680
(5) 商工債	28,316	25,598		2,718	22,880
(6) 土木債	1,730,171	1,696,422	897,900	239,640	2,354,682
(7) 消防債	525,662	521,900	188,300	76,422	633,778
(8) 教育債	2,711,287	3,188,476	1,335,900	234,744	4,289,632
(9) 合併特例債	12,639,350	13,449,026	445,400	1,143,182	12,751,244
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	8,560	1,354		1,354	
(11) 災害復旧債	16,967	12,882		4,105	8,777
(12) 緊急防災・減災事業債	746,792	609,131	7,600	110,465	506,266
(13) 全国防災事業債	75,552	71,361		4,195	67,166
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	742,554	698,687	77,200	44,512	731,375
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	30,000	41,965	106,000	1,568	146,397
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	135,300	158,140	26,200	18,396	165,944
(17) 脱炭素化事業債		99,000			99,000
(18) 防災対策事業債			9,700		9,700
2. 減税補てん債	172,340	102,516		50,787	51,729
3. 臨時財政対策債	21,348,006	19,780,473	100,000	1,810,648	18,069,825
4. 減収補てん債	1,256,476	909,992		181,384	728,608
5. 調整債	174,720	164,640		10,080	154,560
6. 退職手当債	67,900	33,960		33,960	
7. 災害援護資金貸付債	6,664	9,469		3,350	6,119
合 計	42,979,218	42,108,762	3,270,200	4,038,882	41,340,080

議案第55号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,849,459千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,098,910	200,000	8,298,910
	2 国庫補助金	2,079,483	200,000	2,279,483
歳入合計		44,649,459	200,000	44,849,459

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,380,342	200,000	18,580,342
	1 社会福祉費	8,783,330	200,000	8,983,330
歳出合計		44,649,459	200,000	44,849,459

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,098,910	200,000	8,298,910
歳入合計	44,649,459	200,000	44,849,459

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,380,342	200,000	18,580,342	200,000			
歳出合計	44,649,459	200,000	44,849,459	200,000			

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	982,130	200,000	1,182,130	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	200,000	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分） 200,000 増
計	2,079,483	200,000	2,279,483			

3 歳 出
 (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	200,000 (2,146,575) (2,346,575)	200,000 国庫支出金 200,000				18 負担金、補助及び交付金	200,000	61 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業 に要する経費 200,000 増 負担金、補助及び交付金 (200,000 増) ・定額減税補足給付金（調整給付） 200,000 増
項 計	200,000 (8,783,330) (8,983,330)	200,000						
款 計	200,000 (18,380,342) (18,580,342)	200,000						
歳出合計	200,000 (44,649,459) (44,849,459)	200,000						

承認第1号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第4号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

取手市長 中 村 修

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければ</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しな</p>

ならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第5条 (略)

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対

なければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

付 則

第5条 (略)

象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の4 (略)

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)

特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額, 普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき, 又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは, その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には, 当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は, 第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項, 次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし, その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり, かつ, その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には, 当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は, 第1期納期においては

ないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額

の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき,又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には,第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際,特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は,第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額,第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額,当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき,又は当該金額の全額が100円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当す

る税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり，かつ，その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第1期納期における税額はないものとし，第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり，かつ，その者の第1期分金額，その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額，その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額,その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり,かつ,その者の第1期分金額,その者の第2期分金額,その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には,普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は,第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし,同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額,その者の第2期分金額,その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額,同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額,その者の第2期分金額,その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には,普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は,第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし,同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については,同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収

対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない

場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から1月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4

項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、付則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第8条第2項」と、付則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第8条第2項及び」と、前条中「付則第7条の4及び」とあるのは「付則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2から13まで (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定す

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2から13まで (略)

る設備について同号に規定する市町村の
条例で定める割合は、7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 (略)

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27 及び 28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

4 から 8 まで (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (7) まで (略)

10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

26 及び 27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 (略)

3 から 7 まで (略)

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (7) まで (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1

(1)から(6)まで (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1

項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

(土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から付則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで (略)

(8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法附則第 19 条の 3 第 4 項

(令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する金

項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 次条から付則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで (略)

(8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法附則第 19 条の 3 第 5 項

(令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する金

和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地であって、令和 8 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅

和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地であって、令和 5 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固

地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は,第1項の規定にかかわらず,当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき,令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については,法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は,当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が,当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは,当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に,当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ,同表の右欄

を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は,第1項の規定にかかわらず,当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは,当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき,令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については,法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は,当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が,当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは,当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に,当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担

に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

2及び3 (略)

第13条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化

水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 (略)

2及び3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について取手市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第14号)による改正前の取手市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化

区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規

区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規

定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで (略)

定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 3 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第 7 条の 5 及び付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項及び付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第 7 条の 5 及び付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項及び付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第 7 条の 5 及び付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項及び付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 17 条第 1 項の規定による市民税

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 3 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2から4まで (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2から4まで (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係

る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の

る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

<p>5 第1項及び付則第7条の8中「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第5条の次に1条を加える改正規定及び付則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の取手市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第5号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

取手市長 中 村 修

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p><u>（法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合）</u></p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> （法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> （法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> （法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合）</p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p>7 （略） （宅地等に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>8 <u>宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p><u>（法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合）</u></p> <p>3 <u>法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> （法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> （法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>（法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合）</u></p> <p>6 <u>法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p>7 （略） （宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>8 <u>宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準</u></p>

額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地

額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当

等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分

の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は,当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が,当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)
又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは,当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に,当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ,同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には,当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14 (略)

- 15 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は,前項の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が,当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に,当該市街化区域農

の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は,当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が,当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)
又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは,当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に,当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ,同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては,前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には,当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14 (略)

- 15 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は,前項の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が,当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に,当該市街化区域農

地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

- 18 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課

地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

- 18 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課

税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 13 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 14 項から第 16 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に、付則第 15 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

19 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 13 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 14 項から第 16 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に、付則第 15 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

19 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の取手市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分まで

の都市計画税については，なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

承認第3号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第6号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

取手市長 中 村 修

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>

の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

2及び3 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2)から(5)まで (略)

2から4まで (略)

の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

2及び3 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2)から(5)まで (略)

2から4まで (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第1号

令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和5年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

令和5年度取手市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳システム改修事業	24,178,000	24,178,000		24,178,000			
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業	202,919,000	166,929,000		166,929,000			
			低所得者支援及び定額減税を補足する給付金給付事業	324,607,000	324,607,000		324,572,000		35,000	
	2 児童福祉費	給食費負担軽減事業（民間保育施設等分）	27,415,000	27,415,000		19,420,000			7,995,000	
		給食費負担軽減事業（公立保育所分）	7,420,000	7,420,000		5,256,000			2,164,000	
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5,000,000	5,000,000		4,990,000		10,000	
			省エネ家電買換え補助事業	50,628,000	129,000		92,000			37,000
7	土木費	2 道路橋りょう費	市道修繕事業	5,720,000	0					
			橋りょう長寿命化事業	9,386,000	3,679,000		2,023,000			1,656,000
			井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業	58,500,000	58,500,000			55,500,000		3,000,000
			井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業	68,008,000	68,008,000			61,200,000		6,808,000
			米ノ井弁才天（市道0203号線）道路改良事業	101,581,000	101,581,000			91,400,000		10,181,000
			井野台一丁目（市道4113号線他）通学路整備事業	37,970,000	37,970,000		19,512,000	17,500,000		958,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	3 都市計画費	桑原地区整備推進事業	44,103,000	44,103,000					44,103,000
		地籍調査事業	22,100,000	22,100,000		14,205,000			7,895,000
8 消防費	1 消防費	はしご車保守点検事業	41,800,000	41,800,000					41,800,000
9 教育費	2 小学校費	小学校遊具安全対策事業	36,000,000	36,000,000		10,652,000	25,100,000		248,000
		白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業	1,023,880,000	1,023,880,000		139,126,000	884,600,000		154,000
		高井小学校校舎増築事業	807,600,000	807,600,000		157,095,000	620,400,000		30,105,000
		戸頭小学校バリアフリー改修事業	35,000,000	35,000,000		16,917,000	18,000,000		83,000
		給食費負担軽減事業（小学校分）	25,718,000	25,718,000		18,218,000			7,500,000
	3 中学校費	藤代南中学校エレベーター設置事業	152,530,000	152,530,000		55,577,000	96,900,000		53,000
		給食費負担軽減事業（中学校分）	14,141,000	14,141,000		10,017,000			4,124,000
	6 保健体育費	給食費負担軽減事業（給食センター分）	17,254,000	17,254,000		12,222,000			5,032,000
10 災害復旧費	3 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	57,911,000	57,911,000			57,600,000		311,000
計			3,201,369,000	3,103,453,000		1,001,001,000	1,928,200,000	45,000	174,207,000

報告第2号

令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和5年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

令和5年度取手市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7 土木費	2 道路 橋りょう費	歩道橋 長寿命化事業	円 120,937,000	円 55,663,000	円 65,274,000	円 65,274,000	円	円 国庫 35,863,000 市債 26,400,000 計 62,263,000	円 3,011,000	円	他事業との調整に不測の 日数を要したため
	3 都市計画費	桑原地区 整備推進事業	12,430,000	9,130,000	3,300,000	3,300,000			3,300,000	都市計画決定手続きにお いて、関係機関協議に不 測の日数を要したため	
計			133,367,000	64,793,000	68,574,000	68,574,000		円 国庫 35,863,000 市債 26,400,000 計 62,263,000	6,311,000		

報告第3号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	263,115,000	258,115,000	25,972,000	93,043,000	139,100,000			
計			263,115,000	258,115,000	25,972,000	93,043,000	139,100,000			

報告第4号

令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに
令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

令和5年度

事業報告書
決算書

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和5年度公益財団法人取手市文化事業団事業報告書

【概要報告】

令和5年度は、指定管理者として2年目を迎え、当財団の定款に掲げられた目的を具現化するため、市民が文化芸術に親しむ環境を整備し、幅広い年齢層に対応した事業を展開しました。子供から大人まで、全ての利用者が文化芸術活動を楽しめるよう取り組み、その促進に努めました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、感染防止対策は個人の判断に委ねられるようになりました。施設の衛生管理に一層の注意を払い、施設の共用部分の清掃頻度を増やすなど、利用者が安心して文化芸術活動を継続できる環境を提供することができました。

また、公益目的事業を円滑に推進するため、企業や営利団体への施設貸与、清涼飲料水の販売、パンダカフェの運営など収益事業を強化し、市民と施設利用者の利便性向上に貢献しました。

(公益目的事業)

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

指定管理者として管理運営する施設を中心に、広く市民が舞台芸術を気軽に楽しめるような事業を企画・実施しました。特に、取手ジャズフェスティバルは、「音楽によるまちづくり」と「新たな才能を育てる場」の基盤となることを目的に取手市受託事業として企画・実施しました。取手市民だけでなく広域から人々が訪れる交流の場として定着してきています。

アマチュア公演には、地域の市民や社会人、学生バンドを含む14組が出演し、2日間で約2,600人の観客が集まり、キッチンカーや屋台が出店して大いに賑わいました。

プロ公演では、実力と人気を兼ね備えたビッグバンドにゲストとしてトランペット奏者のエリック・ミヤシロ氏を迎え、低廉な価格で高品質な演奏を楽しめるプログラムを実現し、地域文化振興の普及に貢献しました。

ア 芸術文化鑑賞機会の提供

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	4月 2日 (日) 14:00	市民会館	桂宮治独演会 出演：桂宮治	全席指定 一般 3,300円	807名
2	6月21日 (水) 14:00	市民会館	春風亭一之輔独演会 出演：春風亭一之輔 ゲスト：桂小すみ	全席指定 一般 3,300円	944名
3	10月 8日 (日) 14:00	市民会館	神田伯山独演会 出演：神田伯山	全席指定 一般 3,800円	995名
4	11月25日 (土) 14:00	市民会館	リトルセブンの冒険～白雪姫去りし後のこびとたちの物語～ 助成事業：公文協アートキャラバン事業「劇場へ行こう3」	全席指定 大人 2,700円 ※友の会は300円引き こども 1,300円 ※友の会は200円引き	215名
5	12月 2日 (土) 14:00	市民会館	宝くじふるさとワクワク劇場 第1部お笑いオンステージ 桂米助、ほいけんた 他 第2部ほのぼののこメディ劇場 吉本新喜劇の舞台に、公開オーディションで選考された地元出演者11名が参加。	全席指定 一般 2,000円 ※宝くじの助成による特別料金	640名

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
6	12月23日(土) 14:00	市民会館	クリスマス映画会 「名探偵コナン」黒鉄の魚影	入場無料	503名
7	2月15日(木) 14:00	市民会館	五街道雲助一門会 出演：五街道雲助、桃月庵白酒 隅田川馬石、蜷気楼龍玉	全席指定 一般 3,300円	360名
8	3月2日(土) 16:00 3日(日) 14:00	市民会館	第3回とりで市民ミュージカル ミラフルソラード2024 市民キャスト46名、裏方サポ ート3名による市民ミュージカル 助成事業：(一財)地域創造	全席指定 均一 500円	2日333名 3日456名 合計789名

イ 共催事業

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	6月18日(日) 16:00	市民会館	サンアンビシャスフェスティバル vol.2 共催：サンアンビシャス	全席自由 一般 1,000円	394名
2	9月9日(土) ①13:30 ②16:30	市民会館	七海ひろき 「One-man LIVE773 “DAYLIGHT”」 共催：(株)ラウンド・アバウト	全席指定 一般 9,900円	①580名 ②512名 合計1,092名
3	9月16日(土) 14:00	市民会館	お笑いスーパーライブ in 取手 出演：カミナリ、U字工事 他 共催：(有)バンブートゥリー	全席指定 一般 3,800円	518名
4	9月24日(日) 15:30	市民会館	岸谷香 「KAORI PARADISE 2023」 共催：東京労音	全席指定 一般 6,000円 ※友の会は500円引き	730名
5	10月7日(土) 14:00	市民会館	いっちー&なる 「オーケストラといっしょ」 共催：(合)シャインシンフォニー	全席指定 一般 4,000円	618名
6	11月19日(日) 12:35	市民会館	取手市民合唱祭 市内で活動する14団体が出演 共催：取手合唱連盟	入場無料	700名
7	2月10日(土) ①11:30 ②15:30	市民会館	島津亜矢 「歌怪獣襲来ツアー2024」 共催：東京労音	全席指定 一般 7,500円 ※友の会は1,000円引き	①883名 ②871名 合計1,754名

ウ 市民文化の普及及び振興

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料等	入場者数
1	5月 3日 (水・祝) 11:00 4日 (木・祝) 11:00	市民会館中庭 特設ステージ	取手ジャズフェスティバル 2023 part 1 出演：各日7団体 屋台：10店舗	入場無料	3日1,393名 4日1,297名 合計2,690名
2	5月30日(火)	浅草、巣鴨 他	東京パワースポット巡りバスツアー	参加費 13,000円	80名
3	5月 6日(土) 13日(土) 6月10日(土) 17日(土)	福社会館	テーマパークダンスワークショップ	参加費 5,000円	25名 (全4回)
4	5月 7日(日) 14日(日) 6月 4日(日) 11日(日)	福社会館	K-POPダンスワークショップ	参加費 5,000円	36名 (全4回)
5	8月 5日(土)	大洗水族館 道の駅常総 他	茨城の魅力再発見バスツアー	参加費 大人 13,800円 小人 10,300円	53名
6	8月 7日(月) 8日(火) 10日(木)	福社会館	Dambo Jumbo Zoo 「ダンボールで大きな動物を作ろう」	参加費 3,000円	22名 (全3回)
7	10月14日(土) 16:00	市民会館	取手ジャズフェスティバル 2023 part 2 出演：Z EXPRESS BIG BAND エリック・ミヤシロ	全席指定 一般3,300円 ※友の会は300円引き	468名
8	10月28日(土) 10:00 29日(日) ①10:00 ②14:00	市民会館	とりで市民ミュージカル 「ワークショップ&説明会」	入場無料	28日 13名 29日 ①15名 ②24名
9	11月 7日(火) 16:00 1月15日(月) 16:00	市民会館 ロビー	取手松陽高校音楽科 「ミニコンサート」	入場無料	7日65名 15日39名 合計104名
10	3月30日(土) 14:00	市民会館	キングフィッシャーズ・ジャズ・オーケ ストラ「BIG BAND CONCERT」 出演：市民ビッグバンド	入場無料	330名

エ 文化情報の収集及び提供

昨年同様、ホームページでの告知や、LINEなどのSNSを通じた情報発信を積極的に行いました。また、ポスターやチラシといった従来の情報発信手段も引き続き活用し、幅広い層へのアプローチを継続して行いました。

1. ホームページでの情報発信
2. 「ひだまり」の発行 12,000部
(毎月1,000部を市内公民館等に配布、ホームページへの掲載)
3. ポスターチラシ配布 (市内公共施設、近隣公共施設等)
4. LINEによる情報発信
(令和6年3月31日現在 お友だち登録 4,871名 前年比+1,102名)
5. Facebookによる情報発信
(令和6年3月31日現在 368フォロワー 前年比+22)
6. Xによる情報発信 (令和6年3月31日現在 647フォロワー 前年比+121)
7. 友の会会員にチラシ送付 (令和6年3月31日現在会員数 246名 前年比+25名)

オ 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

取手市立市民会館と同福祉会館は、地域のイベントや文化活動の拠点として重要な役割を果たしています。利用者の皆様が快適で安全に施設を利用できるよう、専門事業者による保守管理を実施しています。これには定期的な施設の点検や修繕、清掃、設備のメンテナンスが含まれており、取手市の文化活動の拠点であり続けるための施設・設備の適正かつ効率的な維持管理に取り組みました。

■取手市立福祉会館の利用状況

年度	区分	官公署	学校 幼稚園	文化団体	会社 事業所	一般	その他	総数
令和元	団体数	437	107	3,874	600	1,053	191	6,262
	利用回数	786	184	4,702	802	1,241	227	7,942
	利用者数	13,504	4,948	88,490	10,329	16,087	3,712	137,070
令和2	団体数	190	38	2,410	465	812	67	3,982
	利用回数	334	63	2,775	642	966	71	4,851
	利用者数	4,586	1,071	51,440	8,722	8,476	348	74,643
令和3	団体数	563	69	2,630	466	1,810	77	5,615
	利用回数	1,007	135	3,033	650	2,067	88	6,980
	利用者数	9,639	857	48,281	7,740	22,817	1,036	90,370
令和4	団体数	413	48	3,706	693	1,768	108	6,736
	利用回数	664	69	4,241	980	2,013	111	8,078
	利用者数	7,760	1,075	70,119	11,427	17,459	1,909	109,749
令和5	団体数	471	72	4,047	687	1,305	98	6,680
	利用回数	907	120	4,735	858	1,513	109	8,242
	利用者数	8,228	1,801	80,018	11,216	15,387	1,556	118,206

※福祉会館は令和元年7月から令和2年2月まで大規模改修工事のため一部休館

■取手市立市民会館の利用状況

年度	官公署	学校 幼稚園	文化団体	興業団体	会社 事業所	一般	その他	総数
令和元	61	48	55	5	5	14	2	190
令和2	48	32	8	2	18	5	0	113
令和3	95	43	36	0	13	18	2	207
令和4	77	49	53	8	16	22	1	226
令和5	66	65	55	2	8	13	3	212

■取手市立市民会館の催物別利用状況

年度	演奏会	歌謡 演芸	映画	演劇	大会 式典	その他	総数	
							総公演回数	総入場者数
令和元	66	46	5	31	12	256	総公演回数	416
	18,218	12,050	448	6,774	3,800	18,186	総入場者数	59,476
令和2	33	4	5	34	12	179	総公演回数	267
	2,827	160	204	2,272	2,595	5,468	総入場者数	13,526
令和3	76	21	6	39	21	290	総公演回数	453
	7,141	4,153	607	3,697	3,060	9,302	総入場者数	27,960
令和4	109	25	7	26	19	304	総公演回数	490
	17,476	6,120	945	4,505	4,352	9,594	総入場者数	42,992
令和5	89	22	1	23	29	306	総公演回数	470
	15,987	6,798	500	6,568	6,590	13,794	総入場者数	50,237

※その他は舞踊、講演会、準備、リハーサルとなります。

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 市民文化の奨励・育成及び後援

- ・取手市民会館で9つの公演を後援しました。
- ・令和3年度に、市民によるジャズビッグバンド「キングフィッシャーズ・ジャズ・オーケストラ」を立ち上げ、育成して参りました。取手ジャズフェスティバルや取手ウェルネスプラザでの健康まつりにも出演し、令和6年3月には取手市民会館で第1回目の単独コンサートを開催しました。
令和6年3月末現在22名が在籍

2. 取手市文化事業団友の会の運営

- ・自主文化事業の公演情報の提供や公演チケットの先行予約・割引を実施し、ポイント制度を導入して、ポイントに応じた各種サービスの提供を行いました。
令和6年3月末現在会員数246名（前年比+25名）

3. 理事会・評議員会等

- ・理事に関する事項

- 第1回理事会

- 日 時：令和5年5月10日（水） 14：15

- 会 場：取手市立福祉会館

- 内 容：理事長、常務理事の選任

- 令和4年度事業報告

- 令和4年度決算報告

- 第2回理事会

- 日 時：令和6年3月22日（金） 13：30

- 会 場：取手市立福祉会館

- 内 容：令和6年度事業計画

- 令和6年度予算

- ・評議員に関する事項

- 第1回評議員会

- 日 時：令和5年5月10日（水） 14：00

- 会 場：取手市立福祉会館

- 内 容：理事の選任

- 第2回評議員会（一般社団・財団法人法第194条第1項による決議の省略）

- 内 容：令和4年度事業報告

- 令和4年度決算報告

- ・自主文化事業選定委員会に関する事項

- 自主文化事業選定委員会

- 日 時：令和6年1月31日（水） 15：30

- 会 場：取手市立福祉会館

- 内 容：令和6年度自主文化事業選定について

- ・茨城県への提出書類等に関する事項

- 令和5年6月28日（水） 令和4年度事業報告書等（定期提出書類）

- 令和6年3月26日（火） 令和6年度事業計画書等（定期提出書類）

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

1. 取手市立市民会館及び同福祉会館の設置目的に沿い、社内会議や展示販売など公益目的事業に該当しない企業・営利団体等に施設を貸与しました。
2. 施設利用者の利便性向上を考慮し、市民会館をはじめ市内の公民館など34箇所に清涼飲料水の自動販売機を設置しました。これにより、約370万円（前年比20万円増）の販売手数料収入がありました。
3. 取手市立福祉会館ロビーにてカフェを運営し、挽きたてのコーヒーと焼き立てパンを提供しました。利用者の利便性を向上させるとともに、地域社会にとっての憩いの場となるよう季節感が楽しめる新しいメニューを常に提供しました。

年度	パンダカフェ平均売上	平均来店者数
令和元	約47,500円／1日	約120名／1日
令和2	約36,000円／1日	約77名／1日
令和3	約40,670円／1日	約90名／1日
令和4	約47,680円／1日	約90名／1日
令和5	約52,030円／1日	約102名／1日

事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告には、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、定款第8条第1項第2号に規定する事業報告の附属明細書は作成しません。

貸借対照表

2024年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	370,360	220,986	149,374
小口現金	124,406	23,197	101,209
普通預金	11,562,038	3,153,681	8,408,357
現金預金合計	12,056,804	3,397,864	8,658,940
(2) その他流動資産			
未収金	2,282,118	1,712,840	569,278
前払金	119,990	62,900	57,090
繰越商品	695,700	655,505	40,195
その他流動資産合計	3,097,808	2,431,245	666,563
流動資産合計	15,154,612	5,829,109	9,325,503
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預貯金	85,500,000	85,500,000	0
基本財産合計	85,500,000	85,500,000	0
(2) その他固定資産			
建物付属設備	3,492,500	3,778,250	▲ 285,750
什器備品	271,166	271,166	0
保証金	200,000	0	200,000
その他固定資産合計	3,963,666	4,049,416	▲ 85,750
固定資産合計	89,463,666	89,549,416	▲ 85,750
資産合計	104,618,278	95,378,525	9,239,753
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,878,402	3,874,617	1,003,785
前受金	2,681,680	1,493,000	1,188,680
預り金	1,183,169	981,551	201,618
賞与引当金	1,866,000	1,866,000	0
受託販売	4,904	487,604	▲ 482,700
流動負債合計	10,614,155	8,702,772	1,911,383
負債合計	10,614,155	8,702,772	1,911,383
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	83,000,000	83,000,000	0
指定正味財産合計	83,000,000	83,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(80,000,000)	(80,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(5,500,000)	(5,500,000)	0
正味財産合計	94,004,123	86,675,753	7,328,370
負債及び正味財産合計	104,618,278	95,378,525	9,239,753

正味財産増減計算書

2023年04月01日から2024年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,711	11,543	▲ 9,832
基本財産運用益計	1,711	11,543	▲ 9,832
② 受取会費			
友の会会費	484,400	462,500	21,900
受取参加費	1,132,500	525,500	607,000
受取会費計	1,616,900	988,000	628,900
③ 事業収益			
福社会館使用料収益	7,143,740	6,995,820	147,920
市民会館使用料収益	8,190,630	6,841,140	1,349,490
自主文化事業収益	14,371,470	14,691,470	▲ 320,000
自動販売機収益	3,729,180	3,528,338	200,842
共催料収益	1,100,000	700,000	400,000
カフェ売上	20,281,828	18,396,279	1,885,549
事業収益計	54,816,848	51,153,047	3,663,801
④ 受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	0	1,000,000	▲ 1,000,000
受取公益法人等補助金	3,466,200	0	3,466,200
受取地方公共団体助成金	0	2,574,000	▲ 2,574,000
受取指定管理料	95,918,000	90,110,975	5,807,025
受取補助金等計	99,384,200	93,684,975	5,699,225
⑤ 受取負担金			
受取負担金	3,200,000	5,500,000	▲ 2,300,000
受取負担金計	3,200,000	5,500,000	▲ 2,300,000
⑥ 雑収益			
受取利息	124	91	33
雑収益	391,138	446,801	▲ 55,663
受託販売手数料	122,580	73,599	48,981
雑収益計	513,842	520,491	▲ 6,649
経常収益計	159,533,501	151,858,056	7,675,445
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	28,707,655	27,259,746	1,447,909
臨時雇賃金	12,248,840	11,063,841	1,184,999
賞与引当金繰入額	1,866,000	1,866,000	0
退職給付金	1,411,200	1,411,200	0
法定福利費	4,626,892	5,288,726	▲ 661,834
旅費交通費	163,632	1,040	162,592
通信運搬費	692,717	944,553	▲ 251,836
減価償却費	285,750	285,750	0
消耗什器備品費	1,471,067	176,921	1,294,146
消耗品費	4,385,250	3,594,007	791,243
修繕費	877,223	774,500	102,723
印刷製本費	425,240	376,589	48,651
燃料費	80,214	390,794	▲ 310,580
光熱水料費	14,613,731	18,171,873	▲ 3,558,142

正味財産増減計算書

2023年04月01日から2024年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
賃借料	4,842,000	4,541,078	300,922
保険料	133,180	107,790	25,390
諸謝金	1,118,992	3,082,474	▲ 1,963,482
租税公課	7,028,650	4,669,700	2,358,950
支払負担金	79,000	43,000	36,000
委託費	52,425,376	49,018,337	3,407,039
広告宣伝費	471,000	327,100	143,900
支払手数料	2,364,056	2,181,372	182,684
雑費	284,350	283,118	1,232
仕入	10,603,124	10,079,596	523,528
販売促進費	12,000	11,000	1,000
事業費計	151,217,139	145,950,105	5,267,034
② 管理費			
給料手当	455,059	437,023	18,036
退職給付費用	28,800	28,800	0
法定福利費	11,175	11,341	▲ 166
役員報酬	72,300	80,200	▲ 7,900
通信運搬費	14,063	20,068	▲ 6,005
消耗什器備品費	219,815	26,436	193,379
消耗品費	88,054	73,131	14,923
賃借料	98,326	90,118	8,208
租税公課	400	800	▲ 400
支払手数料	0	850	▲ 850
管理費計	987,992	768,767	219,225
経常費用計	152,205,131	146,718,872	5,486,259
評価損益等調整前当期経常増減額	7,328,370	5,139,184	2,189,186
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	7,328,370	5,139,184	2,189,186
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	7,328,370	5,139,184	2,189,186
当期一般正味財産増減額	7,328,370	5,139,184	2,189,186
一般正味財産期首残高	3,675,753	▲ 1,463,431	5,139,184
一般正味財産期末残高	11,004,123	3,675,753	7,328,370
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	83,000,000	0
指定正味財産期末残高	83,000,000	83,000,000	0
III 正味財産期末残高	94,004,123	86,675,753	7,328,370

正味財産増減計算書内訳表

2023年04月01日から2024年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	1,711	0	0	1,711
基本財産運用益計	1,711	0	0	1,711
受取会費				
友の会会費	484,400	0	0	484,400
受取参加費	1,132,500	0	0	1,132,500
受取会費計	1,616,900	0	0	1,616,900
事業収益				
福祉会館使用料収益	5,612,350	1,531,390	0	7,143,740
市民会館使用料収益	8,061,250	129,380	0	8,190,630
自主文化事業収益	14,371,470	0	0	14,371,470
自動販売機収益	0	3,729,180	0	3,729,180
共催料収益	1,100,000	0	0	1,100,000
カフェ売上	0	20,281,828	0	20,281,828
事業収益計	29,145,070	25,671,778	0	54,816,848
受取補助金等				
受取公益法人等補助金	3,466,200	0	0	3,466,200
受取指定管理料	84,407,840	10,550,980	959,180	95,918,000
受取補助金等計	87,874,040	10,550,980	959,180	99,384,200
受取負担金				
受取負担金	3,200,000	0	0	3,200,000
受取負担金計	3,200,000	0	0	3,200,000
雑収益				
受取利息	124	0	0	124
雑収益	391,138	0	0	391,138
受託販売手数料	120,000	2,580	0	122,580
雑収益計	511,262	2,580	0	513,842
経常収益計	122,348,983	36,225,338	959,180	159,533,501
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	26,432,364	2,275,291	0	28,707,655
臨時雇賃金	3,267,877	8,980,963	0	12,248,840
賞与引当金繰入額	1,866,000	0	0	1,866,000
退職給付金	1,267,200	144,000	0	1,411,200
法定福利費	4,571,016	55,876	0	4,626,892
旅費交通費	163,632	0	0	163,632
通信運搬費	622,349	70,368	0	692,717
減価償却費	0	285,750	0	285,750
消耗什器備品費	1,471,067	0	0	1,471,067
消耗品費	3,874,325	510,925	0	4,385,250
修繕費	794,643	82,580	0	877,223
印刷製本費	425,240	0	0	425,240
燃料費	69,785	10,429	0	80,214
光熱水料費	12,713,944	1,899,787	0	14,613,731
賃借料	4,350,371	491,629	0	4,842,000
保険料	115,866	17,314	0	133,180
諸謝金	1,118,992	0	0	1,118,992
租税公課	6,114,926	913,724	0	7,028,650
支払負担金	79,000	0	0	79,000
委託費	45,944,583	6,480,793	0	52,425,376
広告宣伝費	471,000	0	0	471,000
支払手数料	2,217,832	146,224	0	2,364,056
雑費	204,480	79,870	0	284,350

正味財産増減計算書内訳表

2023年04月01日から2024年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
仕入	0	10,603,124	0	10,603,124
販売促進費	12,000	0	0	12,000
事業費計	118,168,492	33,048,647	0	151,217,139
管理費				
給料手当	0	0	455,059	455,059
退職給付費用	0	0	28,800	28,800
法定福利費	0	0	11,175	11,175
役員報酬	0	0	72,300	72,300
通信運搬費	0	0	14,063	14,063
消耗什器備品費	0	0	219,815	219,815
消耗品費	0	0	88,054	88,054
賃借料	0	0	98,326	98,326
租税公課	0	0	400	400
管理費計	0	0	987,992	987,992
経常費用計	118,168,492	33,048,647	987,992	152,205,131
評価損益等調整前当期経常増減額	4,180,491	3,176,691	▲ 28,812	7,328,370
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	4,180,491	3,176,691	▲ 28,812	7,328,370
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,480,382	▲ 1,480,382	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,660,873	1,696,309	▲ 28,812	7,328,370
当期一般正味財産増減額	5,660,873	1,696,309	▲ 28,812	7,328,370
一般正味財産期首残高	▲ 2,145,726	▲ 8,834,904	14,656,383	3,675,753
一般正味財産期末残高	3,515,147	▲ 7,138,595	14,627,571	11,004,123
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	0	0	83,000,000
指定正味財産期末残高	83,000,000	0	0	83,000,000
III 正味財産期末残高	86,515,147	▲ 7,138,595	14,627,571	94,004,123

財 産 目 録

2024年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金			
現金			370,360
小口現金	手元保管	少額支払用現金	124,406
普通預金			11,562,038
	常陽銀行取手支店	運転資金	11,041,638
	ゆうちょ銀行	運転資金	520,400
現金預金合計			12,056,804
その他流動資産			
未収金			2,282,118
	自動販売機収益		252,750
	受取公益法人等補助金		1,000,000
	クレジット売上		1,029,368
前払金	次年度自主事業費用		119,990
繰越商品		カフェ商品	695,700
その他流動資産合計			3,097,808
流動資産合計			15,154,612
(固定資産)			
基本財産			
定期預貯金			85,500,000
常陽銀行取手支店		基本財産	25,500,000
筑波銀行取手支店		基本財産	10,000,000
水戸信用金庫取手支店		基本財産	10,000,000
茨城県信用組合取手支店		基本財産	10,000,000
中央労働金庫取手支店		基本財産	10,000,000
茨城みなみ農業協同組合取手支店		基本財産	10,000,000
ゆうちょ銀行		基本財産	10,000,000
基本財産合計			85,500,000
その他固定資産			
建物付属設備			3,492,500
	カフェ店舗	収益事業保有財産	3,492,500
什器備品			271,166
	耐火金庫	現金、チケット保管用	24,926
	カフェ厨房機器	収益事業保有財産	246,240
保証金	カフェ営業補償預託金		200,000
その他固定資産合計			3,963,666
固定資産合計			89,463,666
資産合計			104,618,278
(流動負債)			
未払金			
			4,878,402
	非常勤職員給与	非常勤職員給与	1,072,381
	アストプランニングに対する未払額	舞台操作委託料	1,039,500
	オーエンスに対する未払額	清掃管理委託料	1,131,350
	セコムに対する未払額	機械警備委託料	105,600
	取手市シルバー人材センターに対する未払額	夜間警備委託	167,391
	キャノンマーケティングに対する未払額	コピー機カウンター料金	14,759
	ニフティに対する未払額	インターネット使用料	1,870
	ビッグバンド指導謝礼	ビッグバンド指導謝礼	24,000
	彩音オフィスに対する未払額	ビッグバンドPA委託	35,000
	アンツネクストに対する未払額	駐車場整理委託	118,800
	海老原電機に対する未払額	市民会館モニター修理	242,000
	オルタナモードに対する未払額	駐車場整理委託	153,100
	アイシーに対する未払額	チケット販売手数料	20,544
	ダスキンに対する未払額	モップレンタル、害虫駆除	15,840
	ヴィドフランスに対する未払額	カフェ仕入れ	194,659
	めいらくに対する未払額	カフェ仕入れ	6,324
	キーコーヒーに対する未払額	カフェ仕入れ	269,107
	ヒラタに対する未払額	カフェ仕入れ	225,797
	プリントパックに対する未払額	印刷代	40,380
前受金		翌年度自主事業売上	2,681,680
預り金		社会保険料預り金	1,183,169
賞与引当金		従業員に対するもの	1,866,000
受託販売		預かりチケット販売	4,904
流動負債合計			10,614,155
負債合計			10,614,155
正味財産			94,004,123

財務諸表に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物附属設備及び什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理……税込処理を実施している。

(3) リース取引の処理方法について

リース取引については、通常の賃貸借契約に準じた会計処理を行っている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額と中小企業退職共済給付額が同額であるため、計上しない。

・賞与引当金

職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

2. 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預貯金				
常陽銀行取手支店	25,500,000	0	0	25,500,000
筑波銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
水戸信用金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城県信用組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
中央労働金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城みなみ農業協同組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
ゆうちょ銀行	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	85,500,000	0	0	85,500,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預貯金(7金融機関)	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
小計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
合計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	除去額	当期末残高
建物附属設備(カフェ店舗)	6,350,000	2,857,500	0	3,492,500
什器備品(耐火金庫)	373,890	348,964	0	24,926
什器備品(カフェ厨房機器)	2,462,400	2,216,160	0	246,240
合計	9,186,290	5,422,624	0	3,763,666

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地	0	0	0	0
	投資有価証券	0	0	0	0
	定期預貯金	85,500,000	0	0	85,500,000
	基本財産計	85,500,000	0	0	85,500,000

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,866,000	1,866,000	1,866,000	0	1,866,000
引当金計	1,866,000	1,866,000	1,866,000	0	1,866,000

監査報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の公益財団法人取手市文化事業団理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

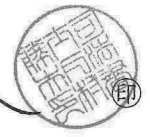
1. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
3. 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和6年5月7日

公益財団法人取手市文化事業団

監事

戸村 勝夫



監事

釘持 禎



令和6年度

事業計画書
予算書

自 令和 6年4月 1日
至 令和 7年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和6年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画書

当事業団は設立以来、取手市の文化振興の一翼を担うとともに、取手市立市民会館並びに同福祉会館の管理運営を適切に進めてまいりました。

令和6年度は指定管理者5期目（1期4年間）の3年目として、公益性にあふれた事業を計画的に遂行することによって、使命達成を目指すとともに、長期にわたり培ってきたノウハウを生かし、健全で責任ある運営に努めます。

また、公益財団法人の特色を生かし、公益目的事業が円滑に推進されるよう積極的に収益事業を行い、収益の50%を公益目的事業に繰り入れ、広く市民文化の振興に寄与するため芸術・文化事業の一層の充実を図ります。

（公益目的事業）

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

鑑賞型事業や参加体験型事業を実施することにより、市民の多世代交流を促進し、事業運営の基本方針に沿った多彩なジャンルの公演を実施します。さらに、他団体と共催事業を行い魅力ある公演を実施します。

また、アウトリーチ事業やワークショップ事業では、芸術・文化活動の普及啓発を行うとともに、舞台芸術文化の魅力ある取組を行います。

1 芸術文化鑑賞機会の提供

【事業内容】

各種コンサート、映画、落語、演劇等幅広いジャンルの公演を市民会館及び福祉会館で実施し、身近な場所で広く市民が鑑賞することができる機会を提供します。

また、他団体と共催することにより、幅広い分野の公演が実現し、広く市民文化の振興に寄与します。

・取手市立市民会館を利用したコンサート等（4事業）

事業名	予定時期
春風亭一之輔独演会	令和6年 4月 9日(火)
ベリーグッドマン BEST TOUR 2024 “GOOD GOOD GOOD”	令和6年 6月 9日(日)
「宝くじまちの音楽会」 岩崎宏美・岩崎良美～ふれあいコンサート～	令和6年10月15日(火)
映画上映会	調整して実施

・取手市立市民会館ロビーを利用した事業等（1事業）

事業名	予定時期
市民会館ロビーコンサート	調整して実施

・アウトリーチ及びワークショップ事業(4事業)

事業名	予定時期
ダンスワークショップ	5月にワークショップ4回 6月に成果発表会
ミュージカル体験講座(小学校へアウトリーチ)	調整して実施
夏休み工作教室	8月実施(3日間)
サンドアート体験ワークショップ	調整して実施

2 市民文化の普及及び振興

【事業内容】

・取手音楽の日「取手ジャズフェスティバル」(取手市受託事業)

無料公演 令和6年5月3日(金・祝)・4日(土・祝)開催

有料公演 令和6年11月9日(土)開催

無料公演では取手市内外で活動しているアマチュアバンドを広く公募し、中庭駐車場に特設ステージを設置して2日間開催します。東京藝術大学出身ジャズバンドや、取手市民ジャズバンド「キングフィッシャーズジャズオーケストラ」も出演します。

また、11月の有料公演には、日野皓正×山下洋輔を招へいし、世界で活躍している演奏家による、質の高い演奏を体感していただき、市民の文化芸術活動を促し、市民の音楽文化の向上を図ります。

・取手市民ミュージカル(2年継続事業:2年目)

公演日 令和7年3月8日(土)・9日(日)

取手市及び取手地域の住民を対象に、小学生からシニアの方まで幅広い世代の参加者を募集し、誰もが参加できるファミリーミュージカル事業を行います。

この作品は、台本や楽曲も完全なオリジナルとし、脚本された物語を漫画やイラストにして、小・中学校に配布し、次世代の子どもたちの参加意欲を高め、2.5次元ミュージカル作品として企画制作します。

美術部をはじめとして、制作部、キャストなどすべて地域住民で構成され総勢100名が参加するオリジナル作品を創り上げることを目指しています。

・取手市民ビッグバンド(キングフィッシャーズジャズオーケストラ)

(継続事業:4年目)

令和3年度に、育成型音楽コミュニティ事業として、市民と地域住民によるビッグバンドを結成し、地域に根ざし、演奏を継続展開するコミュニティバンドを創設しました。

令和6年度も取手ジャズフェスティバルに出演するなど、取手市民ビッグバンドが取手の新しい音楽文化となり、地域から芸術文化の街として認知されるよう継続的活動を行います。

・取手市民合唱祭(共催)

取手合唱連盟と共催し、取手市内で活動している合唱団による公演を開催します。出演者による合同演奏も実施します。

・市民会館舞台開放事業 通年開催（1 枠 1 時間 3 0 分）

市民会館の舞台を低料金で貸与する日を設け、日常では味わえない大ホール空間を広く市民の皆様に体感していただきます。備付けのフルコンサートグランドピアノ、寄贈いただいたスタインウェイピアノでの練習、楽器や太極拳などの練習、演奏の録音等にも利用できます。※営利目的の利用はできません。

3 文化情報の収集及び提供

【事業内容】

・アンケート調査の実施

L I N E 等の SNS や二次元コードを利用した来場者へのアンケートを実施します。また、取手市民会館ホームページの訪問者を対象とした WEB アンケートも実施します。アンケートは継続して行い、その調査結果を活用し、来場者のニーズを把握することで、質の高い文化芸術事業の企画に努めます。

・文化情報誌の発行

市内外の多種多様な文化情報に関する情報を広く収集し、広報誌「ひだまり」を月に 1 回発行します。毎回 1, 0 0 0 部を発行し市内公民館等の公共施設にて無料配布するとともに、ホームページに掲載し、広く市民に情報提供を行います。

・文化情報の提供

文化の拠点施設として、文化芸術の振興を図るために各種文化情報を発信します。関東鉄道取手駅構内及び市内各所にポスター掲示やチラシ・リーフレット等を配架し、ホームページでは最新の文化情報を発信します。ツイッターやフェイスブック、L I N E を利用した広報活動も併せて行います。

また、年間公演事業等の文化情報はイベントガイドを発行し、広く市民に情報の提供を行います。

4 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

【事業内容】

取手市立市民会館及び同福社会館は、市民文化・芸術の振興のための重要な文化活動拠点となっており、市内外から多くの方にご利用いただいております。福社会館では、1 階ロビー及び一部会議室において、無線 LAN にて無料でインターネットをご利用いただける環境の整備を行います。また、市民会館は接触感染対策として共用部分の抗ウイルス・抗菌コーティングを施工済みであり、安全で安心な環境を確保したうえで、施設・設備の効率的な維持管理に努めてまいります。

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【事業内容】

・友の会の運営事業

取手市立市民会館を中心に優れた芸術文化を鑑賞し、情操を深めることを目的として設置された友の会の趣旨に基づき、友の会会員に情報の提供やチケットの優先販売、入場料金の割引等の特典並びに催し物の案内を送付します。

- ・後援事業

地域に密着した公益財団法人として、芸術・文化等の振興のために各種団体が主催する事業に対して支援を行うため、後援名義使用の承認を行います。

- ・チケット受託販売事業

団体及び個人が主催する公演チケットの販売を受託し利便性の向上を図ります。

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

公益目的外事業として、公益目的事業に該当しない施設の貸与を行う管理運営事業、自動販売機設置事業、取手市運動公園受付事業、喫茶店事業を収益事業として行い、公益目的事業の財源確保に努めます。

- ・管理運営事業

広く施設情報を提供し、社内会議及び研修会、市内業者による展示販売会など、営利団体、企業等への施設利用を促します。

- ・自動販売機設置事業

市民及び利用者の利便性を考慮し、市内公民館、公共施設内等に清涼飲料水の自動販売機を設置し、販売手数料としての収益を見込んでいます。

- ・取手市運動公園受付事業

休館日が年末年始のみという特性を生かし、取手緑地運動公園をはじめ取手市の有料施設の利用に係る受付業務を受託し、市民及び公園利用者へ利便性の向上を図ります。

- ・喫茶店事業

取手市立市民会館及び同福社会館の利用者の利便性を考慮し、屋外に設置したウッドデッキを有効活用してパンダカフェの運営を行い収益の向上を図ります。

令和6年度公益財団法人取手市文化事業団予算
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
	公益目的事業合計	収益事業合計		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産受取利息	1,000	0		1,000
受取会費収益	1,350,000	0		1,350,000
市民会館使用料金	4,785,000	715,000		5,500,000
福祉会館使用料金	5,220,000	780,000		6,000,000
自主事業収益	15,362,000	0		15,362,000
共催料収益	200,000	0		200,000
受取指定管理料	85,567,000	10,695,000	973,000	97,235,000
受取負担金収益	4,200,000	0		4,200,000
自販機販売手数料	0	3,000,000		3,000,000
カフェ売上	0	18,000,000		18,000,000
雑収益	300,000	0		300,000
前期繰越金	5,800,000	0		5,800,000
経常収益計	122,785,000	33,190,000	973,000	156,948,000
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	27,432,000	3,117,000		30,549,000
臨時雇賃金	2,874,000	7,392,000		10,266,000
退職給付費用	1,267,000	156,000		1,423,000
法定福利費	4,374,000	497,000		4,871,000
旅費交通費	10,000	0		10,000
通信運搬費	440,000	41,000		481,000
消耗什器備品費	3,416,000	511,000		3,927,000
消耗品費	1,244,000	657,000		1,901,000
修繕費	1,336,000	151,000		1,487,000
印刷製本費	400,000	0		400,000
燃料費	54,000	8,000		62,000
光熱水料費	14,461,000	1,643,000		16,104,000
賃借料	3,172,000	1,350,000		4,522,000
保険料	125,000	18,000		143,000
諸謝金	800,000	0		800,000
租税公課	6,506,000	120,000		6,626,000
支払負担金	15,000	0		15,000
委託費	54,831,000	4,500,000		59,331,000
広告宣伝費	385,000	0		385,000
支払手数料	531,000	200,000		731,000
雑費	355,000	65,000		420,000
仕入	0	9,200,000		9,200,000
事業費合計	124,028,000	29,626,000		153,654,000
管理費				
給料手当	0	0	624,000	624,000
退職給付費用	0	0	17,000	17,000
法定福利費	0	0	100,000	100,000
役員報酬	0	0	122,000	122,000
通信運搬費	0	0	4,000	4,000
消耗品費	0	0	9,000	9,000
修繕費	0	0	32,000	32,000
光熱水料費	0	0	330,000	330,000
賃借料	0	0	70,000	70,000

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
	公益目的事業合計	収益事業合計		
管理費合計	0	0	1,308,000	1,308,000
經常費用計	124,028,000	29,626,000	1,308,000	154,962,000
当期經常増減額	-1,243,000	3,564,000	-335,000	1,986,000
当期一般正味財産増減額	-1,243,000	3,564,000	-335,000	1,986,000
一般正味財産期首残高	17,386,000	19,550,480	3,461,960	40,398,440
一般正味財産期末残高	16,143,000	23,114,480	3,126,960	42,384,440
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	0	0	83,000,000
指定正味財産期末残高	83,000,000	0	0	83,000,000
正味財産期末残高	99,143,000	23,114,480	3,126,960	125,384,440

報告第5号

2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに
2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

2023年度

事業報告書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

2023年度事業報告
(2023年4月1日～2024年3月31日)

2023年度事業計画に則り、生活困難者等の方々への施設利用を含め高齢者福祉サービスの向上を中心に、また、取手市域から信頼される高齢者介護ケアサービスの要として、事業を実施してまいりました。

新型コロナウイルスの影響で、一部実施できない事業等もありましたが、引き続き、安全で安心のできる施設運営を目指してまいります。

なお、事業内容の詳細につきましては、以下のとおり報告いたします。

I 公益事業

1 介護老人保健施設サービスの運営（生活困難者等の方の利用状況）

＜居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

- (1) 生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方
1名／年間延利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方
156名／年間延利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，上記(1)，(2)に該当しない方
312名／年間延利用者数

2 短期入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営（生活困難者等の方の利用状況）

＜居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

- (1) 生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方
0名／年間延利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方
12名／年間延利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，上記(1)，(2)に該当しない方
8名／年間延利用者数

3 事業計画に基づいた入所及び短期入所事業の状況報告

- (1) 入所年間延利用者数 30,169名（1日平均利用者数82.4名）
短期入所年間延利用者数 491名（1日平均利用者数 1.4名）

平均年齢 入所者 87.1 歳， 短期入所者 82.6 歳

(2) 家族会の実施

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(3) 内部（自己）及び外部（ご利用者様）評価の実施

（緑寿荘ホームページ及び広報誌で公表）

<内部（自己）評価>

- ・ 2020年度から2022年度 緑寿荘からの転院症例
- ・ 2022年度アクシデント及びヒヤリハット報告発生集計報告

<外部（ご利用者様）評価>

- ・ 2022年度施設入所者食事満足度集計報告
- ・ 2022年度通所リハビリテーション満足度調査報告
- ・ 2023年上半期苦情クレーム集計報告

(4) 「食」に関する安心安全サービスの充実

毎月行われる栄養管理会議を中心に検討し，安心安全な食事を提供しました。

<食事プロジェクト>

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・ 毎月のお楽しみ献立（季節行事食を含む） | 月 3 回実施 |
| ・ 毎月のイベント | 月 1 回実施 |
| ・ 調理クラブ | 中止（*） |
| ・ 外出してのランチ | 中止（*） |
| ・ お茶会 | 週 1 回実施 |
| ・ すし祭り | 中止（*） |

（*中止については，新型コロナウイルス感染防止対策のため）

(5) リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを下記のとおり実施しました。

①リハビリテーションの実施状況

個々の状態に合わせたリハビリテーション計画に則り，身体機能の維持向上を目的に下記の内容のリハビリテーションを実施いたしました。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

- ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴
- <浮腫療法>
 - リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使用した練習を含む）
- <個別及び集団での認知療法>
 - リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法
- <摂食嚥下療法>
 - 直接的嚥下訓練（食物を使った訓練）、間接的訓練（口腔体操（発声練習含む）・アイスマッサージ）

リハビリ実施回数 (対象者：入所、短期入所者)

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別リハビリテーション	112人	9,661回
短期集中リハビリテーション	69人	3,392回
認知症短期集中リハビリテーション	73人	2,528回
短期入所者個別リハビリテーション	38人	382回

②在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案し、実施しました。

<年間在宅復帰件数> 22件

(6) 消防訓練

2023年11月に総合訓練（通報訓練、消火訓練、避難誘導訓練、夜間想定訓練）、12月に机上訓練を実施しました。

(7) 管理業務に関すること

①各設備保守点検（主なもの）

- ・エレベーター保守（遠隔監視：随時、定期：毎月）
- ・電気工作物保守（毎月1回実施）
- ・消防設備点検保守（年1回実施）
- ・その他の設備保守（毎月1回実施）

②各設備法定検査及び報告（主なもの）

- ・エレベーター法定検査
- ・簡易専用水道管理検査（受水槽関係を含む）

4 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 生活困難者等の方の利用状況

＜食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方
33名／年間延利用者数

(2) 事業計画に基づいた通所リハビリテーションの状況報告

在宅生活の要である通所リハビリテーションは，他の通所サービスとは異なり，医師・療法士・看護師・介護士等の多職種が個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。また，単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より，ご利用者様に満足いただけるように各種イベントを開催して，楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め，継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいりました。

① 年間延利用者数 7,330名 平均年齢 84.1歳

② リハビリテーションの実施状況

個々の状態に合わせたリハビリテーション計画に則り，身体機能の維持向上を目的に下記の内容のリハビリテーションを実施いたしました。

＜個別生活動作療法＞

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

＜物理療法（疼痛の緩和）＞

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波

＜浮腫療法＞

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使用した練習を含む），足浴

＜個別及び集団での認知療法＞

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

リハビリ実施回数 (対象者：通所リハビリ)

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別リハビリテーション	85人	5,447回
短期集中リハビリテーション	38人	824回

③ 各種イベント等

＜月例会＞

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して，通う楽しみを提供してまいりました。

実施月	イベント内容
4月	お花見会
5月	菖蒲湯，大運動会
6月	大ビンゴ大会
8月	納涼祭
9月	敬老会
11月	芋煮会
12月	クリスマス会，年末大ビンゴ大会
1月	新春祝い
2月	節分
3月	ひな祭り

5 地域包括支援センター事業の運営

取手市内の第2圏域内（稲，野々井，井野台三～五丁目，駒場，新町，寺田，中原町，西，白山，本郷）に居住する高齢者を対象に，以下の事業を実施しました。

(1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成し，プランに基づき地域支援事業（取手市独自の事業）を行いました。

- ・介護予防マネジメント（通所型・訪問型）1,027件（国保連請求数）

- ・相談件数 313件

②総合相談・支援

相談対応及び専門的・継続的な相談支援や実施に当たって必要なネットワークの構築，地域の高齢者の状況の実態把握を行いました。

- ・相談登録者数 2,750名

- ・相談件数 13,821件

③権利擁護

地域の民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない問題について，成年後見制度の活用促進，老人福祉施設等への措置の支援，高齢者虐待への対応，困難事例への対応，消費者被害の防止に関する諸制度を活用し，個別及び対策会議を開催して対応しました。

- ・相談件数 1,324件

- ・成年後見制度申請，権利擁護等への支援 24名

- ・高齢者虐待防止への支援 26名

- ・高齢者虐待に関する会議 42回

- ・成年後見に関する会議 4回
- ・消費生活セミナーの開催（新型コロナウイルス感染防止対策により中止）

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

包括的，継続的なケア体制の構築，地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用，介護支援専門員に対する日常的個別指導相談，地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行いました。

- ・相談件数 2, 332件
- ・困難ケース同行，会議等参加 138回
- ・介護事業所職員との意見交換会 1回
- ・個別事例検討の実施 1回

⑤生活支援体制整備事業

地域住民と話し合いを重ね，多様な日常生活上の必要な支援体制の整備強化及び，高齢者の社会参加のための協議会を開催しました。

- ・地域支え合いづくり推進協議会等 2回
- ・地域住民との話し合い 5回
- ・事業所訪問（新型コロナウイルス感染防止対策により中止）
- ・中原地区，西地区，本郷地区とのミニ講話会 各1回

(2) 介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が，介護予防サービスを適切に利用することができるように，介護予防サービス計画の作成やサービス等の提供が確保されるように，事業者等の関係機関との連絡調整を行いました。

- ・介護予防マネジメント 1, 274件（国保連請求数）

(3) その他

①高齢者の実態把握に関する事業

事前に把握している圏域にお住まいの高齢者のご自宅に訪問し，実態把握に関する調査を行い，必要に応じて対応を図りました。

- ・対象高齢者数 242名（内訳：独居212名・高齢者世帯30名）

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため，パンフレット等の作成及び配布，有識者等による講演会や相談会等の開催など，市が介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を行いました。

- ・健康教育 12回（高齢者クラブ・民生委員児童委員協議会等）
- ・げんきサロン，ふれあいサロン，高齢者クラブへの訪問 6回

③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

- ・認知症サポーター養成講座 5回
- ・認知症についての講話 6回
- ・認知症サポーターステップアップ養成講座 2回
- ・茨城認知症月間に認知症関連図書を図書館及びギャラリーロードで展示

④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業及び介護保険法に規定する任意事業

- ・配食サービス実態把握事業 4件

⑤認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を行いました。

対象者 5名

継続支援対象者 13名

- ・認知症初期集中支援チーム員会議 12回
(構成メンバー：医師、保健師、主任介護支援専門員)
- ・チーム医師同行訪問 1回
- ・医療機関等への受診同行 8回

⑥地域ケア会議推進事業

- ・地域ケア会議 7回
- ・介護予防普及展開事業地域ケア会議 2回
- ・困難ケース検討会議 17回

⑦その他の事業

市内の介護事業所職員を対象に、外部講師を招いて「職場のハラスメント対策」と題したWEB研修会を行いました。

6 職員の処遇改善

(1) 人事考課

職員がそれぞれ1年間の具体的な業務や、自己啓発に関する目標を上司を交え立案し、期首・期末にそれぞれ面談を行い、目標に対して評価を行いました。

(2) 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ、サービス提供者としてふさわしい職員となる

ための教育プログラムを実施しました。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会（事例発表）等への参加を通じ、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を行いました。

<施設内研修（職員対象・勉強会等を含む）>

研修内容	参加人数
職員研修（就業規則，関係法令，倫理規定，処遇改善）	55名
ハラスメント研修会	26名
感染症対策	29名
身体拘束・虐待防止	47名
災害時対応（BCP計画）について	41名
個人情報保護対策	37名

<職員外部研修>

研修内容	研修回数等	参加者数
令和5年度介護支援専門員研修Ⅰ	10日間	1名
令和5年度介護支援専門員研修Ⅰ・更新研修Ⅰ	10日間	1名
令和5年度嚙下サポート研修	1日間	1名
感染看護（基礎編）	2日間	2名
主任介護支援専門員研修会	16日間	1名
医療・介護関係者向け講演会	1日間	1名
感染看護（実践編）	2日間	1名
生活現場のアドバンス・ケア・プランニング研修	1日間	2名
令和5年度茨城県緩和ケア研修会	1日間	1名
令和5年度日本看護協会研修	3日間	3名
令和5年度コーチング研修A	1日間	4名
高齢者虐待対応現任者標準研修	3日間	1名
令和5年度竜ヶ崎管内栄養士会研修	1日間	1名
令和5年度メンタルヘルスケア研修	1日間	1名
介護講座「介護現場でのリスクマネジメント」	1日間	1名
介護講座「介護現場の医療的ケア」	1日間	1名
令和5年度管内高齢者施設等「感染症・結核」研修会	1日間	3名
災害支援ケアマネージャー養成研修	1日間	1名
高齢者施設での感染対策	1日間	4名
アドバンス・ケア・プランニング	1日間	1名
茨城県栄養士会福祉専門研究会研修	1日間	1名

第31回茨城県介護老人保健施設協会研究発表会	1日間	3名
------------------------	-----	----

(3) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、下記項目を実施して、職員の健康管理に努めました。

①健康管理活動

- ・定期健康診断

2023年6月～12月に実施（夜勤従事者含む）

- ・産業医による保健指導及び健康相談を毎月第3金曜日に実施しました。
- ・職員ストレスチェックを2023年10月に実施しました。

②教育活動

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

③健康づくり活動

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

④サービス向上及び処遇改善会議等

会議等の名称	参加職種	実施状況	会議等の主な内容
管理職戦略会議	施設長，事務長，課長，課長補佐，係長	1回／月	施設運営上の戦略会議
運営委員会	各職種の主任以上及び代表者	1回／月	①業務上の問題点の検討及び改善 ②月例決算状況の把握
安全衛生委員会	施設長（医師）・事務長・課長・係長・リスクマネージャー・セーフティマネージャー	1回／3月	安全委員会で確認検討された下記の事項について、施設の方針を決定する ①事故防止対策 ②感染症対策 ③身体拘束廃止 ④虐待防止対策 ⑤災害対策 ⑥個人情報対策 ⑦ハラスメント防止対策 ⑧苦情クレーム対応 ⑨内部・外部評価の実施 ⑩問題点の把握及び改善 ⑪業務継続計画の確認 ⑫処遇改善について
安全委員会	リスクマネージャー・セーフティマ	1回／3月	安全に関する検討会 ①事故防止対策

	ネージャー		②感染症対策 ③身体拘束廃止 ④虐待防止対策 ⑤災害対策 ⑥個人情報対策 ⑦ハラスメント防止対策 ⑧苦情クレーム対応 ⑨内部・外部評価の実施 ⑩問題点の把握及び改善 ⑪業務継続計画の確認
安全衛生委員会	産業医, 各係長以上	1回/月	職員の健康管理対策
ターミナルケア委員会	医師, 事務長, 各係長以上及びターミナル委員	随時	ターミナルケアの向上及びターミナルケア対象者への対応及びケアについての振り返りに関する会議
新聞広報委員会	施設長, 事務長, 各職種代表者	随時	緑寿荘だより(広報誌)やホームページでの広報活動の企画・原案作成及びホームページの運営
看護介護課会議	①リーダー・主任会議 ②各種委員会会議 ③看護会議 ④栄養管理会議	1回/月 1回/月 1回/月 1回/月	①業務上の問題点の改善要望等の把握 ②リスク・衛生・ケアサービス・レクリエーション・記録等の各グループ担当によるサービス向上を目的とした検討会 ③看護職の業務上の問題点の検討及び改善 ④施設での給食提供に関する改善検討
サービス担当者会議	医師, 事務長, 看護職, 介護職, 療法職, 支援相談員, 管理栄養士, 介護支援専門員	1回/週	①利用予定者の入所判定・退所判定 ②入所者の定期的なケアサービスの検討
ベッドコントロー	各職種代表者	1回/週	ご利用予定者様のベッドコン

ル会議			トロール会議
通所事業所会議	①担当者会議 ②業務会議 ③運営会議 ④ケア会議 ⑤運転会議	随時 1回/隔週 1回/月 1回/週 1回/月	①ご利用者様へのサービス提供内容を確認するため、ご本人・ご家族・担当ケアマネージャー等が集まり適切なサービスを提供しているか確認するもの ②通所業務のサービス向上を目的に行うもの ③利用率の向上を図るための運営会議 ④ご利用者様のケアプランの見直し等を行うもの ⑤送迎を無事故で行うための安全確認会議
地域包括支援センター月例会議	センター長，センター職員	1回/月	毎月の事業の進捗状況の確認及び翌月の事業の計画
居宅介護支援事業所月例会議	管理者，主任介護支援専門員，介護支援専門員	1回/月	①業務状況の確認 ②毎月の給付管理状況の確認及びご利用者様のケアプランの確認

7 広報誌「緑寿荘だより」内容及び内部（自己）・外部（ご利用者様）評価の公開

発行月	主な内容	発行部数
春号 (4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度の振り返りと2023年度緑寿荘の取組み ・2022年度通所リハビリ満足度調査集計報告（外部評価） ・2020年度から2022年度 緑寿荘からの転院症例（内部評価） 	500部
夏号 (8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス2類から5類以降における緑寿荘の展開 ・2022年度アクシデント及びヒヤリハット報告（内部評価） ・2022年度施設入所者食事満足度集計報告（外部評価） ・寄付金報告 ・新人職員紹介 	500部
新春号 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新年あいさつ ・新規入所，短期入所相談実績報告 ・2023年上半期苦情クレーム集計報告（外部評価） 	500部

	・施設行事紹介	
--	---------	--

8 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業等

(1) 「緑寿荘セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(2) 「認知症予防セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(3) 生涯学習出前講座

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

II その他の事業

居宅介護支援事業

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいりました。

(1) 多様化する居宅介護支援事業所としての各種対応

- ①高齢者福祉サービスの相談窓口として、各種サービスの紹介・取次ぎ申請代行等を行ってまいりました。
- ②毎週水曜日に各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいりました。
- ③24時間の相談体制により、ご利用者様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいりました。

(2) 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- ①計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいりました。
- ②各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいりました。

III 理事会，評議員会等に関すること

会議名	日時	場所等	協議事項
監査	R5.5.9 AM10:00より	緑寿荘会議室	○ 2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算監査を実施
理事会	R5.5.10	緑寿荘会議室	○ 理事長（代表理事），理事及び監事の辞任並び

(第1回)	PM7:00より		<p>に理事及び監事の就任について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長（代表理事）の選出について（中村修理事長選任） ○ 評議員の辞任及び選任について（報告） ○ 2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告及び決算書類等の承認について（原案可決） ○ 2023年度定時評議員会の開催について（原案可決） ○ 理事の任期について（報告） ○ 臨時理事会の開催について（理事の任期満了に伴う改選）
理事会 (第2回)	R5.5.25	議決の省略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期満了に伴う、理事の再任について（理事全員再任可決） ○ 理事長（代表理事）の選任について（中村修理事長再任） ○ 常務理事の選任について（許表勝常務理事再任）
理事会 (第3回)	R5.12.13 PM7:00より	緑寿荘会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2023年度半期の決算状況について（報告）
理事会 (第4回)	R6.3.25 PM6:30より	緑寿荘会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について（原案可決） ○ 2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について（原案可決） ○ 2023年度第5回評議員会の開催について（原案可決）
評議員会 (第1回)	R5.4.10	議決の省略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事及び監事の辞任について（報告） ○ 理事及び監事の選任について（原案可決）
評議員会 (第2回)	R5.4.28	議決の省略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長（代表理事）の辞任について（藤井信吾理事長辞任） ○ 理事の選任について（中村修理事長選任）
評議員会 (第3回)	R5.5.25 PM3:00より	緑寿荘会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告について（報告） ○ 2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算書類等の承認について（原案可

			決) ○ 理事の任期満了について（報告） ○ 理事の任期満了に伴う理事の選任について（理事全員再任）
評議員会 （第4回）	R5.12.14 PM3:00より	緑寿荘会議室	○ 評議員の辞任について（報告） ○ 評議員の選任について（原案可決） ○ 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団半期の決算状況について（報告）
評議員会 （第5回）	R6.3.27 PM6:30より	緑寿荘会議室	○ 2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画の承認について（原案可決） ○ 2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について（原案可決） ○ 理事及び評議員の辞任について（報告） ○ 理事及び評議員の選任について（原案可決）

IV 会計に関すること

<介護老人保健施設会計>

建物更新及び設備の維持のための財源の積立て及び管理

<地域包括支援センター会計>

地域包括支援センターに関する会計管理

<居宅介護支援会計>

居宅介護支援事業所に関する会計管理

<法人会計>

理事会，評議員会，公益法人の運営管理

2023年度

決算報告書

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計
地域包括支援センター会計
居宅介護支援事業所会計
法人会 会計

貸借対照表
2024年3月31日現在
(総括表)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	459,570	937,774	△ 478,204
普通預貯金	91,074,311	71,192,807	19,881,504
定期預貯金	25,558,178	25,558,178	0
立替金	541,883	698,443	△ 156,560
医業未収金	90,626,086	88,353,681	2,272,405
未収金	9,228,514	7,806,600	1,421,914
貯藏品	15,000	15,000	0
貸倒引当金	△ 519,964	△ 513,654	△ 6,310
他会計へ配賦	107,716,700	98,419,086	9,297,614
流動資産合計	324,700,278	292,467,915	32,232,363
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	35,000,000	0
基本財産合計	35,000,000	35,000,000	0
(2) 特定資産			
建物更新引当預貯金	388,821,176	388,821,176	0
建物設備維持引当預貯金	79,454,898	123,454,898	△ 44,000,000
退職給付引当預貯金	20,032,762	20,032,156	606
建物	829,831,173	876,150,019	△ 46,318,846
特定資産合計	1,318,140,009	1,408,458,249	△ 90,318,240
(3) その他の固定資産			
構築物	824,177	1,091,477	△ 267,300
什器備品	2,891,387	3,600,868	△ 709,481
車両	1,392,006	2,088,006	△ 696,000
医療用器械	11,678,650	14,786,303	△ 3,107,653
その他の器械	1,571,104	10	1,571,094
施設利用権	166,214	249,321	△ 83,107
ソフトウェア	4,464	58,032	△ 53,568
長期医業未収金	200,000	220,461	△ 20,461
長期貸付金	0	0	0
その他の固定資産合計	18,728,002	22,094,478	△ 3,366,476
固定資産合計	1,371,868,011	1,465,552,727	△ 93,684,716
資産合計	1,696,568,289	1,758,020,642	△ 61,452,353
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	29,388,753	21,896,754	7,491,999
賞与引当金	25,078,892	25,360,556	△ 281,664
職員預り金	1,707,449	1,537,579	169,870
法人税等充当金	72,000	72,000	0
他会計から配賦	107,716,700	98,419,086	9,297,614
流動負債合計	163,963,794	147,285,975	16,677,819
2. 固定負債			
退職給付引当金	122,142,713	120,005,650	2,137,063
固定負債合計	122,142,713	120,005,650	2,137,063
負債合計	286,106,507	267,291,625	18,814,882
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	240,428,019	253,218,529	△ 12,790,510
寄付金	35,000,000	35,000,000	0
指定正味財産合計	275,428,019	288,218,529	△ 12,790,510
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(240,428,019)	(253,218,529)	(△12,790,510)
2. 一般正味財産			
一般正味財産	1,135,033,763	1,202,510,488	△ 67,476,725
(うち特定資産への充当額)	(1,077,711,990)	(1,155,239,720)	(△77,527,730)
一般正味財産合計	1,135,033,763	1,202,510,488	△ 67,476,725
正味財産合計	1,410,461,782	1,490,729,017	△ 80,267,235
負債及び正味財産合計	1,696,568,289	1,758,020,642	△ 61,452,353

貸借対照表 (内訳表)

2024年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設 施 設 会 計	地域包括支援センター 会 計	収益事業	その他事業 居宅介護支援事業所 会 計			
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金	374,045	85,525	0	0	0	0	459,570
普通預貯金	39,293,558	3,241,554	0	19,577,807	28,961,392	0	91,074,311
定期預貯金	25,558,178	0	0	0	0	0	25,558,178
立替金	9,090,758	0	0	0	0	△ 8,548,875	541,883
医業未収金	86,660,765	0	0	3,965,321	0	0	90,626,086
未収金	2,354,202	6,378,342	0	495,970	0	0	9,228,514
貯蔵品	15,000	0	0	0	0	0	15,000
短期貸付金	20,844,612	0	0	0	0	△ 20,844,612	0
貸倒引当金	△ 519,964	0	0	0	0	0	△ 519,964
他会計へ配賦	70,944,752	23,846,688	0	12,783,544	141,716	0	107,716,700
流動資産合計	254,615,906	33,552,109	0	36,822,642	29,103,108	△ 29,393,487	324,700,278
2. 固定資産							
(1) 基本財産							
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
基本財産合計	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
(2) 特定資産							
建物更新引当預貯金	373,052,729	0	0	15,374,236	394,211	0	388,821,176
建物設備維持引当預貯金	79,454,898	0	0	0	0	0	79,454,898
退職給付引当預貯金	20,032,762	0	0	0	0	0	20,032,762
建物	802,446,744	0	0	26,554,598	829,831	0	829,831,173
特定資産合計	1,274,987,133	0	0	41,928,834	1,224,042	0	1,318,140,009
(3) その他の固定資産							
構築物	796,979	0	0	26,374	824	0	824,177
什器備品	2,809,145	82,240	0	2	0	0	2,891,387
車両	1,392,005	0	0	1	0	0	1,392,006
医療用器械	11,678,650	0	0	0	0	0	11,678,650
その他の器械	10	209,844	0	1,361,250	0	0	1,571,104
施設利用権	166,214	0	0	0	0	0	166,214
ソフトウェア	4,464	0	0	0	0	0	4,464
長期医業未収金	200,000	0	0	0	0	0	200,000
その他の固定資産合計	17,047,467	292,084	0	1,387,627	824	0	18,728,002
固定資産合計	1,327,034,600	292,084	0	43,316,461	1,224,866	0	1,371,868,011
資産合計	1,581,650,506	33,844,193	0	80,139,103	30,327,974	△ 29,393,487	1,696,568,289
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	26,006,325	11,315,155	0	607,662	8,486	△ 8,548,875	29,388,753
賞与引当金	22,367,448	1,234,560	0	1,464,424	12,460	0	25,078,892
職員預り金	1,702,149	0	0	0	5,300	0	1,707,449
短期借入金	0	0	0	16,140,127	4,704,485	△ 20,844,612	0
法人税等充当金	0	0	0	72,000	0	0	72,000
他会計から配賦	36,887,814	25,395,381	0	43,529,255	1,904,250	0	107,716,700
流動負債合計	86,963,736	37,945,096	0	61,813,468	6,634,981	△ 29,393,487	163,963,794
2. 固定負債							
退職給付引当金	118,205,425	3,195,375	0	549,000	192,913	0	122,142,713
固定負債合計	118,205,425	3,195,375	0	549,000	192,913	0	122,142,713
負債合計	205,169,161	41,140,471	0	62,362,468	6,827,894	△ 29,393,487	286,106,507
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
地方公共団体補助金	240,428,019	0	0	0	0	0	240,428,019
寄付金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
指定正味財産合計	275,428,019	0	0	0	0	0	275,428,019
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(240,428,019)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(240,428,019)
2. 一般正味財産	1,101,053,326	△ 7,296,278	0	17,776,635	23,500,080	0	1,135,033,763
(うち特定資産への充当額)	(1,077,711,990)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,077,711,990)
一般正味財産合計	1,101,053,326	△ 7,296,278	0	17,776,635	23,500,080	0	1,135,033,763
正味財産合計	1,376,481,345	△ 7,296,278	0	17,776,635	23,500,080	0	1,410,461,782
負債及び正味財産合計	1,581,650,506	33,844,193	0	80,139,103	30,327,974	△ 29,393,487	1,696,568,289

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	700	0
基本財産利息	700	700	0
特定資産運用益	9,938	10,748	△ 810
事業収益	610,434,724	589,827,101	20,607,623
介護保健施設介護料収益	386,697,645	374,896,309	11,801,336
施設介護報酬収益	345,615,246	334,104,100	11,511,146
施設利用者負担金収益	41,082,399	40,792,209	290,190
居宅介護料収益	88,298,141	90,402,841	△ 2,104,700
居宅介護報酬収益	77,962,733	80,077,637	△ 2,114,904
居宅利用者負担金収益	10,335,408	10,325,204	10,204
居宅介護支援料収益	26,456,922	27,506,718	△ 1,049,796
介護予防収益	604,494	763,810	△ 159,316
利用者等利用料収益	108,377,522	96,257,423	12,120,099
介護保険施設利用料収益	18,308,605	19,983,487	△ 1,674,882
居宅介護サービス利用料収益	2,283,004	2,753,425	△ 470,421
その他の利用料収益	233,000	244,500	△ 11,500
食費収益	51,421,588	46,182,731	5,238,857
居住費収益	32,754,625	27,093,280	5,661,345
施設利用料課税	2,968,220	0	2,968,220
居宅利用料課税	408,480	0	408,480
受取補助金等	49,724,950	48,538,663	1,186,287
業務委託金	28,900,440	30,823,116	△ 1,922,676
助成金	0	1,014,304	△ 1,014,304
受取地方補助金	7,334,000	3,580,733	3,753,267
市補助金収益	700,000	330,000	370,000
受取補助金振替額	12,790,510	12,790,510	0
雑収益	1,531,006	1,937,296	△ 406,290
受取利息収益	1,186	1,246	△ 60
雑収益	1,529,820	1,936,050	△ 406,230
経常収益計 (A)	661,701,318	640,314,508	21,386,810
(2) 経常費用			
事業費	727,681,527	687,503,375	40,178,152
役員報酬	360,000	360,000	0
給与手当	317,799,792	320,179,548	△ 2,379,756
臨時雇賃金	56,362,737	60,811,610	△ 4,448,873
退職給付費用	10,606,415	21,647,691	△ 11,041,276
法定福利費	58,158,061	55,969,293	2,188,768
医薬品費	7,321,843	6,201,491	1,120,352
施設療養材料費	1,960,415	2,822,304	△ 861,889
その他の材料費	11,765,082	11,743,937	21,145
介護給付費減免	12,858,432	8,237,303	4,621,129
施設消耗器具備品費	2,423,842	1,072,571	1,351,271
福利厚生費	1,020,215	1,379,897	△ 359,682
旅費交通費	125,610	147,657	△ 22,047
職員被服費	357,059	544,408	△ 187,349
通信費	1,729,475	1,752,329	△ 22,854
消耗品費	5,422,960	6,616,714	△ 1,193,754
消耗器具備品費	823,485	876,725	△ 53,240
会議費	60,675	7,323	53,352
車両費	2,104,465	2,086,271	18,194
光熱水費	24,944,389	33,481,352	△ 8,536,963
修繕費	58,631,358	3,413,181	55,218,177
印刷製本費	85,280	94,710	△ 9,430
貸借料	16,116,857	16,296,792	△ 179,935
保険料	1,412,267	1,264,670	147,597
租税公課	217,000	142,800	74,200
雑費	662,917	2,367,851	△ 1,704,934
委託費	81,688,663	73,345,665	8,342,998
研修費	301,550	463,509	△ 161,959
減価償却費	52,354,373	53,299,829	△ 945,456
雑損	0	890,235	△ 890,235
貸倒引当金繰入	519,964	513,654	6,310
貸倒引当金戻入	△ 513,654	△ 527,945	14,291

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	1,462,268	1,418,064	44,204
役員報酬	265,000	165,000	100,000
給与手当	133,573	129,502	4,071
退職給付費用	2,400	16,251	△ 13,851
法定福利費	19,994	20,020	△ 26
旅費交通費	93,000	57,000	36,000
通信費	1,925	2,960	△ 1,035
光熱水費	24,340	32,847	△ 8,507
修繕費	0	1,324	△ 1,324
保険料	523	430	93
租税公課	6,050	0	6,050
雑費	310	600	△ 290
委託費	458,128	458,128	0
会議費	42,531	16,341	26,190
接待交際費	47,908	150,174	△ 102,266
諸会費	320,000	320,000	0
減価償却費	46,586	47,487	△ 901
経常費用計 (B)	729,143,795	688,921,439	40,222,356
当期経常増減額 (A-B)	△ 67,442,477	△ 48,606,931	△ 18,835,546
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
過年度損益修正益	77,752	0	77,752
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除去損	0	1	△ 1
過年度損益修正損	40,000	0	40,000
他会計振替額	0	0	0
法人税等充当額	72,000	72,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 67,476,725	△ 48,678,932	△ 18,797,793
一般正味財産期首残高	1,202,510,488	1,251,189,420	△ 48,678,932
一般正味財産期末残高	1,135,033,763	1,202,510,488	△ 67,476,725
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
指定正味財産期首残高	288,218,529	301,009,039	△ 12,790,510
指定正味財産期末残高	275,428,019	288,218,529	△ 12,790,510
III 正味財産期末残高	1,410,461,782	1,490,729,017	△ 80,267,235

正味財産増減計算書（内訳表）

2023年4月1日から2024年3月31日まで

（単位：円）

科	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	収益事業	その他事業 居宅介護支援事業所会計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	700	0	700
基本財産利息	0	0	0	0	700	0	700
特定資産運用益	9,938	0	0	0	0	0	9,938
事業収益	583,373,308	604,494	0	26,456,922	0	0	610,434,724
介護保健施設介護料収益	386,697,645	0	0	0	0	0	386,697,645
施設介護報酬収益	345,615,246	0	0	0	0	0	345,615,246
施設利用者負担金収益	41,082,399	0	0	0	0	0	41,082,399
居宅介護料収益	88,298,141	0	0	0	0	0	88,298,141
居宅介護報酬収益	77,962,733	0	0	0	0	0	77,962,733
居宅利用者負担金収益	10,335,408	0	0	0	0	0	10,335,408
居宅介護支援料収益	0	0	0	26,456,922	0	0	26,456,922
介護予防収益	0	604,494	0	0	0	0	604,494
利用者等利用料収益	108,377,522	0	0	0	0	0	108,377,522
介護保険施設利用料収益	18,308,605	0	0	0	0	0	18,308,605
居宅介護サービス利用料収益	2,283,004	0	0	0	0	0	2,283,004
その他の利用料収益	233,000	0	0	0	0	0	233,000
食費収益	51,421,588	0	0	0	0	0	51,421,588
居住費収益	32,754,625	0	0	0	0	0	32,754,625
施設利用料課税	2,968,220	0	0	0	0	0	2,968,220
居宅利用料課税	408,480	0	0	0	0	0	408,480
受取補助金等	20,722,510	26,935,500	0	2,066,940	0	0	49,724,950
業務委託金	18,000	26,935,500	0	1,946,940	0	0	28,900,440
助成金	0	0	0	0	0	0	0
受取地方補助金	7,214,000	0	0	120,000	0	0	7,334,000
市補助金収益	700,000	0	0	0	0	0	700,000
受取補助金振替額	12,790,510	0	0	0	0	0	12,790,510
雑収益	1,342,163	4,519	0	36,324	148,000	0	1,531,006
受取利息収益	1,143	19	0	24	0	0	1,186
雑収益	1,341,020	4,500	0	36,300	148,000	0	1,529,820
経常収益計(A)	605,447,919	27,544,513	0	28,560,186	148,700	0	661,701,318
(2) 経常費用							
事業費	671,593,381	26,623,787	0	29,464,359	0	0	727,681,527
役員報酬	349,200	5,400	0	5,400	0	0	360,000
給与手当	288,457,865	13,810,842	0	15,531,085	0	0	317,799,792
臨時雇賃金	48,836,863	4,315,804	0	3,210,070	0	0	56,362,737
退職給付費用	8,860,990	756,425	0	989,000	0	0	10,606,415
法定福利費	52,897,232	2,425,483	0	2,835,346	0	0	58,158,061
医薬品費	7,321,843	0	0	0	0	0	7,321,843
施設療養材料費	1,960,415	0	0	0	0	0	1,960,415
その他の材料費	11,765,082	0	0	0	0	0	11,765,082
介護給付費減免	12,858,432	0	0	0	0	0	12,858,432
施設消耗器具備品費	2,423,842	0	0	0	0	0	2,423,842
福利厚生費	956,150	31,574	0	32,491	0	0	1,020,215
旅費交通費	110,500	14,510	0	600	0	0	125,610
職員被服費	272,760	61,569	0	22,730	0	0	357,059
通信費	952,219	409,919	0	367,337	0	0	1,729,475
消耗品費	4,942,758	385,220	0	94,982	0	0	5,422,960
消耗器具備品費	780,152	43,333	0	0	0	0	823,485
会議費	0	60,675	0	0	0	0	60,675
車両費	1,727,736	106,824	0	269,905	0	0	2,104,465
光熱水費	23,565,516	600,000	0	778,873	0	0	24,944,389
修繕費	57,223,358	0	0	1,408,000	0	0	58,631,358
印刷製本費	85,280	0	0	0	0	0	85,280
賃借料	11,808,021	3,012,825	0	1,296,011	0	0	16,116,857
保険料	1,129,122	144,919	0	138,226	0	0	1,412,267
租税公課	183,300	20,800	0	12,900	0	0	217,000
雑費	544,614	114,545	0	3,758	0	0	662,917
委託費	80,795,540	133,635	0	759,488	0	0	81,688,663
研修費	85,530	122,370	0	93,650	0	0	301,550
減価償却費	50,692,751	47,115	0	1,614,507	0	0	52,354,373
雑損	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金繰入	519,964	0	0	0	0	0	519,964
貸倒引当金戻入	△ 513,654	0	0	0	0	0	△ 513,654
管理費	0	0	0	0	1,462,268	0	1,462,268
役員報酬	0	0	0	0	265,000	0	265,000
給与手当	0	0	0	0	133,573	0	133,573
退職給付費用	0	0	0	0	2,400	0	2,400
法定福利費	0	0	0	0	19,994	0	19,994
旅費交通費	0	0	0	0	93,000	0	93,000
通信費	0	0	0	0	1,925	0	1,925
光熱水費	0	0	0	0	24,340	0	24,340
修繕費	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	523	0	523
租税公課	0	0	0	0	6,050	0	6,050
雑費	0	0	0	0	310	0	310

正味財産増減計算書（内訳表）

2023年4月1日から2024年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設 会計	地域包括支援センター 会計	取 益 事 業	そ の 他 事 業 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 会 計			
委託費	0	0	0	0	458,128	0	458,128
会議費	0	0	0	0	42,531	0	42,531
接待交際費	0	0	0	0	47,908	0	47,908
諸会費	0	0	0	0	320,000	0	320,000
減価償却費	0	0	0	0	46,586	0	46,586
経常費用計（B）	671,593,381	26,623,787	0	29,464,359	1,462,268	0	729,143,795
当期経常増減額（A－B）	△ 66,145,462	920,726	0	△ 904,173	△ 1,313,568	0	△ 67,442,477
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	77,752	0	77,752
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0	0	40,000	0	40,000
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0
法人税等充当額	0	0	0	72,000	0	0	72,000
当期一般正味財産増減額	△ 66,145,462	920,726	0	△ 976,173	△ 1,275,816	0	△ 67,476,725
一般正味財産期首残高	1,167,198,788	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,202,510,488
一般正味財産期末残高	1,101,053,326	△ 7,296,278	0	17,776,635	23,500,080	0	1,135,033,763
II 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
指定正味財産期首残高	288,218,529	0	0	0	0	0	288,218,529
指定正味財産期末残高	275,428,019	0	0	0	0	0	275,428,019
III 正味財産期末残高	1,376,481,345	△ 7,296,278	0	17,776,635	23,500,080	0	1,410,461,782

財産目録

2024年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金	手元保管	運転資金として	459,570	
普通預金	常陽銀行取手支店	"	73,248,492	
普通預金	常陽銀行取手支店	"	867,964	
普通預金	常陽銀行取手支店	"	2,546,644	
普通預金	常陽銀行取手支店	"	3,241,554	
普通預金	筑波銀行取手支店	"	10,231,517	
普通貯金	茨城みなみ農協寺原支店	"	236,755	
普通預金	みずほ銀行取手支店	"	129,653	
普通預金	筑波銀行西取手支店	"	9,030	
普通預金	中央労働金庫取手支店	"	219,961	
普通預金	水戸信用金庫取手支店	"	296,189	
普通預金	茨城県信用組合取手支店	"	46,552	
定期預金	中央労働金庫取手支店	"	5,558,178	
定期預金	水戸信用金庫取手支店	"	20,000,000	
立替金	委託業者光熱水費として	委託業者の立替分として	541,883	
医業未収金	国保連収益として	公益目的事業、収益事業の収益として	90,626,086	
未収金	委託事業費として	"	9,228,514	
貯蔵品	施設会計通所利用者用図書カードとして	公益目的事業として	15,000	
貸倒引当金	施設会計利用料	公益目的事業の医業未収分として	△ 519,964	
他会計へ配賦	減価償却費、建物、建物更新、建物維持	公益目的事業から収益事業、法人会計へ	107,716,700	
流動資産合計			324,700,278	
(固定資産)				
基本財産				
定期預金	常陽銀行取手支店		10,000,000	
定期預金	筑波銀行取手支店	公益目的保有財産であり運用益を公益目的事業の財源として使用している。	10,000,000	
定期貯金	茨城みなみ農協寺原支店		7,000,000	
定期預金	みずほ銀行取手支店		8,000,000	
特定資産				
建物更新引当預貯金	定期預金		96,089,476	
	常陽銀行取手支店			
	定期貯金		10,129,749	
	茨城みなみ農協寺原支店			
	定期貯金		10,129,749	
	茨城みなみ農協寺原支店			
	定期貯金		10,129,749	
	茨城みなみ農協寺原支店			
	定期貯金		10,129,749	
	茨城みなみ農協寺原支店	公益目的事業及び収益事業等の積立資産であり、建物更新引当資産として管理されている資産		5,000,000
	定期貯金		11,408,749	
	茨城みなみ農協寺原支店			
	定期預金		71,470,661	
	水戸信用金庫取手支店			
	定期預金		89,507,827	
中央労働金庫取手支店				
定期預金		39,070,373		
中央労働金庫取手支店				
定期預金		35,755,094		
中央労働金庫取手支店				
建物設備維持引当預貯金	定期預金		6,618,240	
	中央労働金庫取手支店			
	定期預金		30,310,137	
	三井住友銀行取手支店			
	定期預金	公益目的事業の積立資産であり、建物設備維持引当資産として管理されている資産		20,133,789
	みずほ銀行取手支店			
	定期預金		5,056,794	
みずほ銀行取手支店				
定期預金		10,127,716		
茨城県信用組合取手支店				
定期預金		7,208,222		
茨城県信用組合取手支店				
退職給付引当預貯金	定期預金		9,895,082	
	茨城県信用組合取手支店			
	定期預金	公益目的事業の積立資産であり、退職給付引当資産として管理されている資産		10,135,862
	筑波銀行西取手支店			
定期預金		1,818		
三井住友銀行取手支店				
建物	1572.63㎡	共有財産であるため、使用面積割合により、公益目的事業、収益事業、法人会計で按分している。		
	取手市野々井1926-8		829,831,173	

財産目録

2024年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
その他の固定資産	構築物一式	構築物(外溝・駐車場・植栽)	共有財産であるため、使用面積割合により、公益目的事業、収益事業、法人会計で按分している。	824,177
	什器備品一式	什器備品(厨房設備更新)	公益目的事業及び収益事業に使用	2,891,387
	車両	車両9台(特装車4台・ワゴンR・配膳車4台)	公益目的事業及び収益事業に使用	1,392,006
	医療用器械一式	医療用器械(特浴槽/ベッド)	公益目的事業で使用	11,678,650
	その他の器械一式	その他の器械(厨房器具)		1,571,104
	施設利用権	水道施設負担金		166,214
	ソフトウェア	計算ソフト		4,464
	長期医業未収金	利用料未収分	公益目的事業で使用	200,000
固定資産合計			1,371,868,011	
資産合計			1,696,568,289	
(流動負債)	未払金	非常勤職員給与	公益目的事業職員給与	3,959,603
		食堂運営委託費	公益目的事業の費用	4,560,899
		賃借料	公益目的事業及び収益事業の費用	677,743
		光熱水費	公益目的事業、収益事業等、法人会計の費用	3,064,171
		その他の事業費	公益目的事業及び収益事業、法人会計の費用	17,126,337
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに備えたもの	25,078,892
	職員預り金	職員に対するもの	公益目的事業職員預り金	1,707,449
	法人税等充当金	法人税に対するもの	収益事業の費用	72,000
他会計から配賦	減価償却費、建物、構築物	収益事業、法人会計から公益目的事業へ	107,716,700	
流動負債合計			163,963,794	
(固定負債)				
退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	122,142,713	
固定負債合計			122,142,713	
負債合計			286,106,507	
正味財産			1,410,461,782	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法
定額法による。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合額に相当する金額を計上している。

賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

貸倒引当金 医業未収金の貸倒損失に備えるため、法定繰入率により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

免税事業者に該当するため、会計処理は税込方式を適用している。

(4) リース取引の処理方法

少額なものを除き、購入時に固定資産として計上している。

減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法で算定している。

(5) 受取補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

業務委託金収益 取手市との委託事業による補助金

市補助金 取手市より物価高騰支援金

地方補助金 茨城県より介護職員処遇改善補助金

茨城県より新型コロナウイルス感染症体制確保補助金

茨城県より物価高騰支援金

(単位：円)

科目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
業務委託金	取手市	0	28,900,440	28,900,440	0
市補助金	取手市	0	700,000	700,000	0
地方補助金	茨城県	0	7,334,000	7,334,000	0
合計		0	36,934,440	36,934,440	0

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	35,000,000
建物更新引当預貯金	388,821,176	0	0	388,821,176
建物設備維持引当預貯金	123,454,898	0	44,000,000	79,454,898
退職給付引当預貯金	20,032,156	606	0	20,032,762
建物	876,150,019	0	46,318,846	829,831,173
合 計	1,443,458,249	606	90,318,846	1,353,140,009

3. 基本財産及び特定資産の財産等の内訳

基本財産及び特定資産の財産等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味財 産からの充当額)
基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	(35,000,000)	
小 計	35,000,000	(35,000,000)	
特定資産			
建物更新引当預貯金	388,821,176		(388,821,176)
建物設備維持引当預貯金	79,454,898		(79,454,898)
退職給付引当預貯金	20,032,762		(20,032,762)
建物	829,831,173	(240,428,019)	(589,403,154)
小 計	1,318,140,009	(240,428,019)	(1,077,711,990)
合 計	1,353,140,009	(275,428,019)	(1,077,711,990)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,170,321,150	1,340,489,977	829,831,173
構築物	66,600,950	65,776,773	824,177
什器備品	20,694,789	17,803,402	2,891,387
車両	26,081,210	24,689,204	1,392,006
医療用器械	75,106,695	63,428,045	11,678,650
その他の器械	7,872,120	6,301,016	1,571,104
施設利用権	4,155,359	3,989,145	166,214
ソフトウェア	267,840	263,376	4,464
合 計	2,371,100,113	1,522,740,938	848,359,175

5. 担保に供している資産
 担保に供している資産はない。
6. 保証債務等の偶発債務
 保証債務等の偶発債務はない。
7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	12,790,510
合 計	12,790,510

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	25,360,556	25,078,892	25,360,556	0	25,078,892
退職給付引当金	120,005,650	2,137,063	0	0	122,142,713
貸倒引当金	△ 513,654	0	6,310	0	△ 519,964

2023年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期舎)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
4月	入所	30	2,336	77.9	6	7						17	52	69	82.14%	1	14	15	17.86%
	シヨート	30	47	1.6	10	10	51.4%	48.0%	79.4%	42.9%	87.6	2	5	7	87.50%	1	0	1	12.50%
	通所(平日)	20	514	25.7								26	41	67	95.71%	1	2	3	4.29%
	通所(土)	5	48	9.6								45	98	143	88.27%	3	16	19	11.73%
	合計											19	53	72	82.76%	1	14	15	17.24%
5月	入所	31	2,376	76.6	9	3						1	6	7	87.50%	1	0	1	12.50%
	シヨート	31	38	1.2	8	9	77.1%	56.3%	77.9%	0.0%	87.9	27	45	72	94.74%	1	3	4	5.26%
	通所(平日)	23	621	27.0								47	104	151	88.30%	3	17	20	11.70%
	通所(土)	4	45	11.3								18	53	71	83.53%	0	14	14	16.47%
	合計											2	6	8	88.89%	1	0	1	11.11%
6月	入所	30	2,462	82.1	4	0						27	44	71	94.67%	1	3	4	5.33%
	シヨート	30	38	1.3	11	11	79.1%	60.0%	83.3%	0.0%	87.6	47	103	150	88.76%	2	17	19	11.24%
	通所(平日)	22	609	27.7								20	54	74	84.09%	0	14	14	15.91%
	通所(土)	4	48	12.0								2	3	5	83.33%	0	1	1	16.67%
	合計											27	45	72	96.00%	1	2	3	4.00%
7月	入所	31	2,578	83.2	6	2						49	102	151	89.35%	1	17	18	10.65%
	シヨート	31	59	1.9	9	8	78.1%	44.0%	85.1%	50.0%	87.5	20	54	74	84.09%	0	14	14	15.91%
	通所(平日)	21	574	27.3								2	3	5	90.00%	0	1	1	10.00%
	通所(土)	5	44	8.8								27	45	72	96.00%	1	2	3	4.00%
	合計											49	102	151	89.35%	1	17	18	10.65%
8月	入所	31	2,589	83.5	6	3						20	54	74	84.09%	0	14	14	15.91%
	シヨート	31	65	2.1	12	12	72.7%	63.8%	85.6%	66.7%	87.4	3	6	9	90.00%	0	1	1	10.00%
	通所(平日)	23	585	25.4								26	43	69	94.52%	2	2	4	5.48%
	通所(土)	4	51	12.8								49	103	152	88.89%	2	17	19	11.11%
	合計											20	54	74	84.09%	0	14	14	15.91%
9月	入所	30	2,516	83.9	4	4						3	4	7	70.00%	1	2	3	30.00%
	シヨート	30	53	1.8	12	14	72.9%	58.0%	85.6%	75.0%	87.4	24	43	67	94.37%	2	2	4	5.63%
	通所(平日)	21	536	25.5								47	101	148	87.57%	3	18	21	12.43%
	通所(土)	5	58	11.6								21	54	75	85.23%	0	13	13	14.77%
	合計											3	4	7	100.00%	0	0	0	0.00%
10月	入所	31	2,539	81.9	7	6						26	44	70	94.59%	2	2	4	5.41%
	シヨート	31	33	1.1	8	6	77.7%	56.3%	83.0%	66.7%	87.4	50	102	152	89.94%	2	15	17	10.06%
	通所(平日)	22	598	27.2															
	通所(土)	4	45	11.3															
	合計																		

2023年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期舎)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
11月	入所	30	2,577	85.9	8	1						21	55	76	84.44%	0	14	14	15.56%
	シヨート	30	38	1.3	10	12	80.4%	65.0%	87.2%	0.0%	87.1	3	5	8	88.89%	1	0	1	11.11%
	通所(平日)	22	619	28.1								26	44	70	94.59%	2	2	4	5.41%
	通所(土)	4	52	13.0								50	104	154	89.02%	3	16	19	10.98%
	合計											19	55	74	84.09%	0	14	14	15.91%
12月	入所	31	2,593	83.6	3	6						3	3	6	85.71%	1	0	1	14.29%
	シヨート	31	32	1.0	9	9	80.0%	48.0%	84.7%	16.7%	86.6	26	43	69	94.52%	2	2	4	5.48%
	通所(平日)	21	588	28.0								48	101	149	88.69%	3	16	19	11.31%
	通所(土)	5	48	9.6								20	56	76	83.52%	0	15	15	16.48%
	合計											3	4	7	70.00%	1	2	3	30.00%
1月	入所	31	2,591	83.6	10	7						25	42	67	97.10%	2	0	2	2.90%
	シヨート	31	18	0.6	9	8	73.9%	56.3%	84.2%	14.3%	86.2	48	102	150	88.24%	3	17	20	11.76%
	通所(平日)	20	517	25.9								19	54	73	81.11%	1	16	17	18.89%
	通所(土)	4	45	11.3								2	4	6	100.00%	0	0	0	0.00%
	合計											24	43	67	95.71%	2	1	3	4.29%
2月	入所	29	2,377	82.0	8	7						45	101	146	87.95%	3	17	20	12.05%
	シヨート	29	24	0.8	7	7	67.2%	53.3%	82.8%	42.9%	86.0	17	54	71	79.78%	2	16	18	20.22%
	通所(平日)	19	447	23.5								2	5	7	77.78%	0	2	2	22.22%
	通所(土)	3	32	10.7								27	45	72	96.00%	2	1	3	4.00%
	合計											46	104	150	86.71%	4	19	23	13.29%
3月	入所	31	2,635	85.0	5	6						231	648	879		5	172	177	
	シヨート	31	46	1.5	12	13	74.7%	57.0%	86.5%	66.7%		29	55	84		7	8	15	
	通所(平日)	21	549	26.1								311	522	833		20	22	42	
	通所(土)	5	57	11.4								571	1225	1796	88.47%	32	202	234	11.53%
	合計											19.3	54.0	73.3	83.24%	0.4	14.3	14.8	16.76%
年間延べ数	入所	366	30,169		76	52						2.4	4.6	7.0	84.85%	0.6	0.7	1.3	15.15%
	シヨート	366	491		117	119						25.9	43.5	69.4	95.20%	1.7	1.8	3.5	4.80%
	通所(平日)	255	6,757									47.6	102.1	149.7	88.47%	2.7	16.8	19.5	11.53%
	通所(土)	52	573																
	合計																		
年間平均	入所	30.5	2,514.1	82.4	6.3	4.3													
	シヨート	30.5	40.9	1.3	9.8	9.9	73.8%	55.5%	83.8%	42.3%	87.1								
	通所(平日)	21.3	563.1	26.5															
	通所(土)	4.3	47.8	11.0															
	合計																		

2023年度 居宅介護支援事業所緑寿荘 相談実績及び介護保険利用者実績 2024年3月末日現在 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数													
訪問	213	218	201	187	215	193	239	142	154	164	170	138	2,234
来所	1	4	7	7	6	11	3	4	8	6	2	6	65
電話	141	206	196	193	222	220	133	144	140	135	150	116	1,996
その他	25	35	30	21	45	40	22	6	30	23	24	25	326
合計	380	463	434	408	488	464	397	296	332	328	346	285	4,621
支援1	12	11	9	10	9	9	7	9	8	7	7	8	106
支援2	25	25	25	24	24	25	25	25	24	24	25	24	295
事業対象者	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	10
計	38	37	35	35	34	34	33	35	33	32	33	32	411
介護度1	68	70	76	74	73	67	65	51	50	50	55	56	755
介護度2	42	38	40	40	41	41	38	34	35	36	38	35	458
介護度3	18	17	19	19	20	17	17	16	15	15	13	14	200
介護度4	9	6	6	7	9	11	12	12	11	11	10	10	114
介護度5	6	6	6	6	7	6	5	3	4	3	3	2	57
計	143	137	147	146	150	142	137	116	115	115	119	117	1,584
合計	181	174	182	181	184	176	170	151	148	147	152	149	1,995
認定区分別対象者													

2023年度 地域包括支援センター相談業務年間実績報告書

(単位:人)

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	来所	74	95	124	147	95	93	126	84	100	93	116	79	1,226
	電話	916	969	1,038	1,030	964	875	858	857	1,097	797	807	888	11,096
	訪問	427	448	553	495	484	425	432	518	449	334	436	467	5,468
	合計	1,417	1,512	1,715	1,672	1,543	1,393	1,416	1,459	1,646	1,224	1,359	1,434	17,790
相談者の区分	本人	344	360	365	289	305	299	291	326	285	194	314	268	3,640
	家族	379	374	463	463	464	314	384	360	481	435	413	456	4,986
	介護支援専門員	237	255	275	364	380	296	291	325	296	241	302	273	3,535
	介護サービス事業所職員	102	165	140	164	84	166	117	105	125	45	81	44	1,338
	行政関係者	153	172	172	196	151	180	182	161	216	115	117	193	2,008
	関係機関	115	76	148	123	59	58	80	73	154	106	76	175	1,243
	民生委員	65	74	87	27	79	53	37	74	72	76	44	23	711
	近隣・知人	22	36	65	46	21	27	34	35	17	12	12	2	329
	合計	1,417	1,512	1,715	1,672	1,543	1,393	1,416	1,459	1,646	1,224	1,359	1,434	17,790
相談内容	第一号介護予防支援事業	22	21	40	42	19	37	29	27	24	13	30	9	313
	虐待・権利擁護	106	119	119	169	119	112	129	123	117	64	48	99	1,324
	包括的・継続的ケアマネジメント	129	101	159	201	194	159	143	203	300	200	252	291	2,332
	認知症に関すること	75	121	171	147	134	94	91	108	91	89	95	105	1,321
	介護保険に関すること	508	552	581	530	527	468	495	467	525	453	513	499	6,118
	高齢福祉に関すること	403	438	477	467	412	498	376	363	376	345	372	353	5,049
	その他	174	160	168	116	138	25	153	168	44	60	49	78	1,333
	合計	1,417	1,512	1,715	1,672	1,543	1,393	1,416	1,459	1,646	1,224	1,359	1,434	17,790

2023年度 地域包括支援センター相談登録者数

(単位:人)

人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前月登録数	2,663	2,653	2,660	2,671	2,697	2,705	2,735	2,753	2,756	2,760	2,748	2,759	
新規相談者数	31	22	25	44	20	41	36	21	32	16	39	20	347
終了者	41	15	14	18	12	11	18	18	28	28	28	29	260
登録者合計	2,653	2,660	2,671	2,697	2,705	2,735	2,753	2,756	2,760	2,748	2,759	2,750	

2023年度 地域包括支援センター研修実績

(単位:回)

研修内容	参加回数
地域ケアシステム関係	5
認知症関係	3
権利擁護関係	4
介護保険・福祉制度関係	7
ケアマネジメント等関係	5
その他(医療関係等)	14
合計	38

監査報告書

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

理事長（代表理事） 中村 修 様

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査報告

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2024年5月8日

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事 石橋大輔 

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事 石塚幸夫 

2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、最新の感染症対策を行ったうえで、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。

より良きサービスが提供できるように、努力を重ねて、ご利用される皆様に安心してご利用いただけるように、以下の事業を進めてまいります。

<理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

<実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

(1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。

これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部を減免しているものです。

また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。短期（予防）入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。

(2) 介護老人保健施設の運営

介護老人保健施設の特徴は、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語

聴覚士，管理栄養士等の多職種がご利用様の身体機能に合ったケアプランを立案し，リハビリテーション等を行い，自立した在宅生活が営めるようにする施設です。地域包括ケアシステムに示された地域連携を図りながら，ご利用様の在宅復帰を着実に推進してまいります。

① 家族会

ご家族からの施設評価としての意味合いや，日頃の悩みを話し合っていく機会を作り，情報の共有の場としての機能を強化してまいります。

② 安全や衛生の管理

(ア) リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため，健康・安全両面でハイリスクグループであり，集団生活という状況に起因するリスクや，地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。新規のご利用者様や職員を含めた感染症対策を第一義と考え徹底した管理を行い，安心してご利用いただけるよう，安全・衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

(イ) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染症については，最新の対策マニュアルを遵守して対応しまん延防止に努めてまいります。

また，管理する上で欠かせない，衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を十分に確保して，不測の事態に備えてまいります。

(ウ) 事故や自然災害や感染症等への対応

現在，施設内での事故防止対策として安全・衛生委員会を設置してひやりはっと報告に基づいて，各事例を多方面から分析検討し，事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく，未然に防ぐため，ご利用者様個別のアセスメントのみならず，ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し，ご利用者様に安心安全なサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

また，災害時に持続可能な運営を図るため，業務継続計画書（BCP）を基に自然災害や感染症等を想定した対応のシミュレーションを重ねて不測の事態に備えてまいります。

③ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード（ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法）を柱にした介護を実践してまいります。

また，老人保健施設の特徴の一つでもある多職種（医師，看護職，介護職，理学・作業療法士，言語聴覚士，薬剤師，管理栄養士，ケアマネージャー等）協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

(ア) 要介護状態の重度化への対応

胃ろう挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

(イ) ターミナルケア（エンドオブライフケア）の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に、ご利用者様及びご家族の皆様安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

(ウ) 栄養改善の取組み

低栄養リスクの高いご利用者様に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して低栄養リスクの改善に努めてまいります。

④ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で、ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと、安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して感染症対策をしっかりと立てて適切な食事摂取が行われるよう支援します。

また、より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

<食事プロジェクト>

- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・仕出し弁当（様々な種類のお弁当を用意して、その中から好きなお弁当を選んでいただき、食を楽しむ企画です。）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）
- ・通常献立とは異なった12種類の特別メニュー（和・洋・中）から選んで楽しんでいただくサービスです。

⑤ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して、安心して在宅生活ができるように支援いたします。

また、在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し、生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ、安心して生活できるようにしてまいります。

(ア) リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上を目指します。

<個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習、関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、ベッドサイドでの起立・立位保持練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習、家事動作

練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

(イ) 機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

(ウ) 在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

2 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には、通所リハビリ計画に基づき、心身の機能の維持回復を図ることを目的に、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等がリハビリを実施しています。

また、通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

(2) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染症については、最新の対策マニュアルを遵守して対応し、まん延防止に努めてまいります。

また、管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を十分に確保して、不測の事態に備えてまいります。

(3) 通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の

多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。

また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上のため、下記の療法を実施してまいります。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング(姿勢維持のための練習)、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段(段差)昇降練習

<物理療法(疼痛の緩和)>

ホットパック(湿式・乾式)、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー(治療器械)、筋力増強運動(マシンを使った練習を含む)、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練)、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

<機器の拡充>

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

<各種イベント等>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。

- ・月例会 毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。
- ・クラブ活動 リハビリの一環でもあるクラブ活動を更に充実させ、活動意欲の向上に努めます。

3 地域包括支援センター事業の運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活をつづけることができるようにするため、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指し、各種の事業を実施してまいります。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

<実態把握>

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ一般介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

<総合相談業務>

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者への適切な支援につながるようにします。

<地域支援ネットワーク構築業務>

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防します。

また、地域住民等が主体となって行う地域介護予防活動支援事業に係るサポーター活動の支援や健康相談・教育等を実施し、地域団体等と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化します。

これにより、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

② 権利擁護業務

<成年後見制度の活用>

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度等を活用した支援を行います。

<高齢者虐待への対応>

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

<困難事例への対応>

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、地域包括支援センターの専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が連携して対応を検討します。

<消費者被害の防止>

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築>

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

<介護支援専門員に対する支援・指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また、取手市介護支援専門員連絡協議会へ参加し情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会・研修会を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務を実施できるように、介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

④ 地域ケア個別会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア個別会議の充実に努めます。

また、本人の自立支援・重度化防止を図るための介護予防のための地域ケア個別会議を実施します。

⑤ 認知症施策の推進

日々の総合相談や認知症相談により支援を必要とする住民の把握を行い、相談後カンファレンスに参加する等、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。

また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、ケア体制の構築に努めます。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と共同で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、取手市医師会が実施する事業に協力します。

⑦ 生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターと連携するとともに、協議体を実施し協働でその取り組みを推進します。

なお、介護予防のための地域ケア個別会議には、生活支援コーディネーターも参画し、充実した生活支援サービスの体制整備を推進します。

(2) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(3) その他

厚生労働省が作成した地域包括支援センター業務マニュアルをはじめ、地域包括支援センターの設置運営や地域支援事業の実施についての厚生労働省からの通知に沿って、地域支援事業を実施します。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、受託仕様に則り行ってまいります。

4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために、今まで以上に働く人が魅力を感じる職場づくりを目指し、以下の充実を図ってまいります。

(1) 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力、勤続年数等に応じて、具体的な処遇アップやポスト、役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実にを行い、職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞してまいります。

(2) 職員教育制度の充実（オンライン研修等含む）

年間教育プログラムを計画して、個々のスキルアップを図ります。特に、認知症ケアに関しては実践者研修・実践リーダー研修・指導者研修等を介護職員中心に受講して認知症対応力向上促進に努めてまいります。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施設協会主催の全国大会や県大会での研究発表等への参加を通じて、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

<年間教育プログラム計画>

- ・身体拘束の禁止及び高齢者虐待防止対策研修
- ・災害対策研修

- ・個人情報保護研修
- ・感染症対策研修
- ・ハラスメント防止研修
- ・処遇改善研修

(3) 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

(4) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

① 健康管理活動

- ・定期健康診断実施後及びストレスチェック実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック

② 教育活動

- ・産業医による健康セミナー
- ・メンタルヘルスセミナー
- ・防災及び感染症対策シミュレーション

③ 健康づくり活動

- ・健康ニュース（新聞）の発刊
- ・職員への健康セミナー参加等推進活動

④ 職員の福利厚生

- ・職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・資格取得のための支援
- ・資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・休暇制度の充実によるストレスの改善

5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

<地域貢献事業及び相談援助事業>

「緑寿荘セミナー」の開催

一般市民を対象に、できる限り要介護状態にならないための健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

「認知症予防セミナー及び緑寿荘カフェ」の開催

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

また、セミナー終了後にオレンジカフェを開き、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的に開催してまいります。

「介護教室」の開催

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設です。その際、大事になってくるのはご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

「健康なんでも相談」の実施

電話・FAX・メール等を利用して、取手市民の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

Ⅲ その他の事業

<居宅介護支援事業>

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。

また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

- (1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。
- (2) 24時間の相談体制により、ご利用様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- (1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。
- (2) 各種研修会等へ参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

Ⅳ 設備の更新及び修繕

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

- ・非常用発電機の交換工事（補助金申請済み）

V 会計別予算計上

1 法人会計

- (1) 公益財団法人の管理運営
- (2) 理事会・評議員会の開催

2 介護老人保健施設会計

- (1) 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- (2) 季節行事の実施（入所・通所）毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等
- (3) 設備・修繕等
- (4) 職員研修の実施
- (5) 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

3 地域包括支援センター会計

- (1) 包括的支援事業
- (2) 介護予防支援業務
- (3) 職員研修の実施

4 居宅介護支援事業所会計

- (1) 介護保険制度の相談等
- (2) 介護（介護予防）サービス計画の実施
- (3) 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- (4) 職員研修の実施

2024年度

予 算 書

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月 31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計
地域包括支援センター会計
居宅介護支援事業所会計
法 人 会 計

収支予算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	居宅介護支援事業所会計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	1,000	0	1,000
基本財産受取利息	0	0	0	1,000	0	1,000
特定資産運用益	50,000	0	0	0	0	50,000
特定資産受取利息	50,000	0	0	0	0	50,000
事業収益	655,319,000	1,294,000	29,164,000	0	0	685,777,000
介護保健施設介護料収益	427,520,000	0	0	0	0	427,520,000
居宅介護料収益	122,272,000	0	0	0	0	122,272,000
利用者等利用料収益	105,527,000	0	0	0	0	105,527,000
居宅介護支援料収益	0	0	29,164,000	0	0	29,164,000
介護予防収益	0	1,294,000	0	0	0	1,294,000
受取補助金等	34,395,000	30,653,000	2,249,000	0	0	67,297,000
業務委託金	0	30,653,000	2,249,000	0	0	32,902,000
受取地方補助金	21,605,000	0	0	0	0	21,605,000
受取補助金振替額	12,790,000	0	0	0	0	12,790,000
雑収益	683,000	0	79,000	0	0	762,000
経常収益計(A)	690,447,000	31,947,000	31,492,000	1,000	0	753,887,000
(2) 経常費用						
事業費	690,956,000	31,951,000	31,238,000	0	0	754,145,000
役員報酬	350,000	6,000	6,000	0	0	362,000
給与手当	307,360,000	19,214,000	18,168,000	0	0	344,742,000
臨時雇賃金	54,725,000	2,301,000	3,255,000	0	0	60,281,000
退職給付費用	14,920,000	1,471,000	1,295,000	0	0	17,686,000
法定福利費	58,663,000	3,366,000	3,057,000	0	0	65,086,000
医薬品費	7,240,000	0	0	0	0	7,240,000
施設療養材料費	1,541,000	0	0	0	0	1,541,000
その他の材料費	14,538,000	0	0	0	0	14,538,000
介護給付費減免	13,531,000	0	0	0	0	13,531,000
福利厚生費	952,000	58,000	42,000	0	0	1,052,000
旅費交通費	0	10,000	0	0	0	10,000
通信費	869,000	412,000	378,000	0	0	1,659,000
減価償却費	55,567,000	0	1,331,000	0	0	56,898,000
施設消耗器具備品費	4,642,000	0	0	0	0	4,642,000
消耗器具備品費	1,361,000	65,000	30,000	0	0	1,456,000
会議費	0	10,000	0	0	0	10,000
消耗品費	4,461,000	516,000	186,000	0	0	5,163,000
修繕費	11,000,000	80,000	100,000	0	0	11,180,000
職員被服費	1,078,000	84,000	60,000	0	0	1,222,000
車両費	2,003,000	130,000	281,000	0	0	2,414,000
光熱水費	30,226,000	600,000	600,000	0	0	31,426,000
印刷製本費	188,000	20,000	0	0	0	208,000
貸借料	14,377,000	3,070,000	1,324,000	0	0	18,771,000
保険料	1,042,000	145,000	212,000	0	0	1,399,000
租税公課	64,000	21,000	300,000	0	0	385,000
雑費	2,447,000	109,000	14,000	0	0	2,570,000
委託費	87,331,000	80,000	565,000	0	0	87,976,000
研修費	480,000	183,000	34,000	0	0	697,000
管理費	0	0	0	1,631,000	0	1,631,000
役員報酬	0	0	0	350,000	0	350,000
給与手当	0	0	0	133,000	0	133,000
退職給付費用	0	0	0	21,000	0	21,000
法定福利費	0	0	0	20,000	0	20,000
旅費交通費	0	0	0	100,000	0	100,000
通信費	0	0	0	10,000	0	10,000
減価償却費	0	0	0	48,000	0	48,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0
接待交際費	0	0	0	100,000	0	100,000
諸会費	0	0	0	321,000	0	321,000
光熱水費	0	0	0	21,000	0	21,000
会議費	0	0	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	0	0	5,000	0	5,000
雑費	0	0	0	3,000	0	3,000
委託費	0	0	0	459,000	0	459,000
経常費用計(B)	690,956,000	31,951,000	31,238,000	1,631,000	0	755,776,000
当期経常増減額(A-B)	△ 509,000	△ 4,000	254,000	△ 1,630,000	0	△ 1,889,000
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	127,000	0	△ 127,000	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 382,000	△ 4,000	127,000	△ 1,630,000	0	△ 1,889,000
一般正味財産期首残高	1,190,051,000	△ 8,866,000	22,360,000	23,509,000	0	1,227,054,000
一般正味財産期末残高	1,189,669,000	△ 8,870,000	22,487,000	21,879,000	0	1,225,165,000
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
指定正味財産期首残高	275,427,000	0	0	0	0	275,427,000
指定正味財産期末残高	262,636,000	0	0	0	0	262,636,000
III 正味財産期末残高	1,452,305,000	△ 8,870,000	22,487,000	21,879,000	0	1,487,801,000

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定	<input type="checkbox"/>	あ り	<input checked="" type="checkbox"/>	な し
金 額	使 途			

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		<input checked="" type="checkbox"/>	あ り	<input type="checkbox"/>	な し
事業 番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額		資金調達方法又は 取得資金の使途	
公1	非常用発電機	40,590,000 円		県補助金・自己資金	
公1	ベッド一式10台	4,720,000 円		自己資金	
公1	ニューステップ	1,500,000 円		自己資金	
公1	コードレスバイク2台	1,276,000 円		自己資金	
公1	レッグプレス	1,760,000 円		自己資金	
公1	アブダクション	1,540,000 円		自己資金	
公1	ローイング	1,540,000 円		自己資金	
公1	排泄カート	150,000 円		自己資金	
公1	前方ボード	240,000 円		自己資金	
公1	車いす用体重計	198,000 円		自己資金	
公1	車両	5,148,000 円		自己資金	
総 合 計		58,662,000 円			

報告第6号

令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに
令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和6年度一般財団法人取手市農業公社事業計画を別紙のとおり提出する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

令和5年度 事業実績報告書

令和5年度 決算報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和5年度 一般財団法人取手市農業公社

理事会、評議員会開催状況

理事会、評議員会の開催		議決及び承認事項
日 時	場 所	
【理事会】 令和5年5月8日 ※書面決議		1. 令和4年度事業実績報告及び令和4年度決算報告について 2. 令和4年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 令和5年度第1回一般財団法人取手市農業公社評議員会の招集日時、場所及び目的事項について
【評議員会】 令和5年5月25日 午前10時00分	取手市役所 藤代庁舎 301会議室	1. 令和4年度事業実績報告及び令和4年度決算報告について 2. 令和4年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 理事及び監事の選任について
【理事会】 令和5年5月25日 午前11時00分	取手市役所 藤代庁舎 301会議室	1. 理事長及び副理事長の選定について 2. 参与の選任について 3. 理事長及び副理事長の職務執行状況について
【理事会】 令和6年3月27日 午前10時00分	取手市役所 藤代庁舎 201会議室	1. 令和5年度第1次補正予算について 2. 令和6年度事業計画及び令和6年度収支予算について 3. 事務局長の承認について 4. 理事長及び副理事長の職務執行状況について

令和5年度 事業実績報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)

①(米)乾燥調製	83.82ha (78名)
②粃殻処理量	118.2t (粃殻堆肥)
③稲刈り	34.42ha (39名)

2. 育苗事業(水稻苗販売及び代かき、田植え)

①水稻苗販売	32,420箱 (134名)
②代かき	0.81ha (4名)
③田植え	0.81ha (4名)

3. 公園等管理事業

34,868,567円
(契約22件)

貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	19,975,215	20,901,687	△ 926,472
普通預金	18,625,174	19,755,747	△ 1,130,573
常陽銀行普通預金	17,936,720	19,514,679	△ 1,577,959
常陽育苗普通預金	64,559	65,338	△ 779
常陽ライスセンター普通預金	65,272	151,565	△ 86,293
茨城県信用組合普通預金	558,623	24,165	534,458
普通貯金	1,350,041	1,145,940	204,101
未収入金	1,940,290	600,558	1,339,732
貯藏品	65,110	47,985	17,125
仮払金	0	33,684	△ 33,684
流動資産合計	21,980,615	21,583,914	396,701
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期貯金	20,000,000	20,000,000	0
定期預金(指定)	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当定期預金	7,314,286	6,736,286	578,000
退職給付引当資産(一般)	7,314,286	6,736,286	578,000
特定資産合計	7,314,286	6,736,286	578,000
(3) その他固定資産			
建物	1,962,905	2,857,018	△ 894,113
建物附属設備	7	3,762	△ 3,755
構築物	6,172,390	6,468,031	△ 295,641
機械装置	3,022,192	4,144,094	△ 1,121,902
車両運搬具	3,481,025	742,446	2,738,579
工具器具備品	1,607,079	2,202,708	△ 595,629
借地権	17,920,000	17,920,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
出資金	10,000	10,000	0
預託金	35,530	19,210	16,320
その他固定資産合計	34,283,928	34,440,069	△ 156,141
固定資産合計	61,598,214	61,176,355	421,859
資産合計	83,578,829	82,760,269	818,560
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,291,171	8,376,207	△ 85,036
預り金	261,112	125,110	136,002
健康保険料	49,088	0	49,088
厚生年金保険料	77,775	0	77,775
源泉所得税	75,949	66,810	9,139

貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
住民税	58,300	58,300	0
賞与引当金	1,258,000	1,222,000	36,000
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	1,852,500	1,427,100	425,400
流動負債合計	11,734,783	11,222,417	512,366
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,314,286	6,736,286	578,000
固定負債合計	7,314,286	6,736,286	578,000
負債合計	19,049,069	17,958,703	1,090,366
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	44,529,760	44,801,566	△ 271,806
(うち特定資産への充当額)	(7,314,286)	(6,736,286)	(578,000)
正味財産合計	64,529,760	64,801,566	△ 271,806
負債及び正味財産合計	83,578,829	82,760,269	818,560

貸借対照表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。
賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

- (1) 基本財産
基本財産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
基本財産引当定期貯金	20,000,000	0	20,000,000	財産目録に明記
合 計	20,000,000	0	20,000,000	

- (2) 特定資産
特定資産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
退職給付引当定期預金	6,736,286	578,000	7,314,286	将来の退職給付債務に備えるための積立金
合 計	6,736,286	578,000	7,314,286	

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	296,623,893	294,660,988	1,962,905
建物附属設備	3,104,664	3,104,657	7
構築物	22,429,203	16,256,813	6,172,390
機械装置	262,305,274	259,283,082	3,022,192
車両運搬具	18,237,907	14,756,882	3,481,025
工具器具備品	15,585,757	13,978,678	1,607,079
合 計	618,286,698	602,041,100	16,245,598

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[400]	[400]	[0]
基本財産受取利息	400	400	0
事業収益	[78,644,553]	[77,284,977]	[1,359,576]
ライスセンター収益	20,008,471	18,621,904	1,386,567
育苗収益	22,392,443	22,863,720	△ 471,277
公園等管理収益	34,868,567	34,799,597	68,970
その他の事業収益	1,375,072	999,756	375,316
受取補助金等	[5,600,000]	[5,600,000]	[0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[238,773]	[216,942]	[21,831]
受取利息	341	277	64
受取配当金	100	100	0
雑収益	238,332	216,565	21,767
経常収益計	84,483,726	83,102,319	1,381,407
(2) 経常費用			
事業費	[79,698,108]	[74,858,725]	[4,839,383]
材料費	6,805,990	6,604,950	201,040
給料手当	26,043,734	21,856,494	4,187,240
退職給付費用	452,921	440,320	12,601
賞与引当金繰入	985,769	930,920	54,849
所定福利費	3,118,408	3,085,621	32,787
福利厚生費	583,672	767,505	△ 183,833
旅費交通費	37,613	39,706	△ 2,093
通信運搬費	143,736	142,675	1,061
減価償却費	3,850,007	4,263,174	△ 413,167
消耗品費	7,276,110	5,508,305	1,767,805
修繕費	6,631,133	8,743,046	△ 2,111,913
印刷製本費	47,370	19,819	27,551
光熱水料費	2,001,319	2,296,147	△ 294,828
賃借料	3,303,524	3,672,744	△ 369,220
保険料	1,337,700	1,259,820	77,880
租税公課	3,629,872	3,353,922	275,950
負担金	20,485	20,001	484
交際費	7,836	0	7,836
支払手数料	102,025	107,088	△ 5,063
委託費	13,305,234	11,732,818	1,572,416
雑費	13,650	13,650	0
管理費	[4,985,420]	[5,064,482]	[△ 79,062]
給料手当	2,910,833	2,961,717	△ 50,884
退職給付費用	125,079	137,680	△ 12,601

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
賞与引当金繰入	272,231	291,080	△ 18,849
所定福利費	481,522	535,283	△ 53,761
福利厚生費	161,188	179,569	△ 18,381
会議費	3,647	0	3,647
旅費交通費	10,907	11,434	△ 527
通信運搬費	104,085	103,316	769
消耗品費	81,699	62,667	19,032
印刷製本費	4,831	4,449	382
負担金	4,804	5,288	△ 484
交際費	2,164	0	2,164
支払手数料	11,336	11,899	△ 563
委託費	811,094	760,100	50,994
経常費用計	84,683,528	79,923,207	4,760,321
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 199,802	3,179,112	△ 3,378,914
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 199,802	3,179,112	△ 3,378,914
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産廃棄損	[4]	[0]	[4]
車両運搬具廃棄損	4	0	4
経常外費用計	4	0	4
当期経常外増減額	△ 4	0	△ 4
税引前当期一般正味財産増減額	△ 199,806	3,179,112	△ 3,378,918
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 271,806	3,107,112	△ 3,378,918
一般正味財産期首残高	44,801,566	41,694,454	3,107,112
一般正味財産期末残高	44,529,760	44,801,566	△ 271,806
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	64,529,760	64,801,566	△ 271,806

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

引当金の明細

賞与引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞 与 引 当 金	1,222,000	1,258,000	1,222,000	1,258,000
合 計	1,222,000	1,258,000	1,222,000	1,258,000

退職給付引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当金	6,736,286	578,000	0	7,314,286
合 計	6,736,286	578,000	0	7,314,286

予算対比正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[1,000]	[400]	[600]
基本財産受取利息	1,000	400	600
事業収益	[73,750,000]	[78,644,553]	[△ 4,894,553]
ライスセンター収益	17,303,000	20,008,471	△ 2,705,471
育苗収益	21,597,000	22,392,443	△ 795,443
公園等管理収益	33,950,000	34,868,567	△ 918,567
その他の事業収益	900,000	1,375,072	△ 475,072
受取補助金等	[5,600,000]	[5,600,000]	[0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[3,000]	[238,773]	[△ 235,773]
受取利息	1,000	341	659
受取配当金	1,000	100	900
雑収益	1,000	238,332	△ 237,332
経常収益計	79,354,000	84,483,726	△ 5,129,726
(2) 経常費用			
事業費	[76,318,931]	[79,698,108]	[△ 3,379,177]
材料費	6,754,000	6,805,990	△ 51,990
給料手当	26,975,779	26,043,734	932,045
退職給付費用	440,320	452,921	△ 12,601
賞与引当金繰入	930,920	985,769	△ 54,849
所定福利費	3,752,262	3,118,408	633,854
福利厚生費	600,065	583,672	16,393
旅費交通費	89,566	37,613	51,953
通信運搬費	145,580	143,736	1,844
減価償却費	2,365,451	3,850,007	△ 1,484,556
消耗品費	4,818,950	7,276,110	△ 2,457,160
修繕費	5,480,000	6,631,133	△ 1,151,133
印刷製本費	35,600	47,370	△ 11,770
光熱水料費	2,648,000	2,001,319	646,681
賃借料	3,506,000	3,303,524	202,476
保険料	1,300,000	1,337,700	△ 37,700
租税公課	4,028,000	3,629,872	398,128
負担金	31,948	20,485	11,463
交際費	38,090	7,836	30,254
支払手数料	158,400	102,025	56,375
委託費	12,168,000	13,305,234	△ 1,137,234
新聞図書費	32,000	0	32,000
雑費	20,000	13,650	6,350
管理費	[5,328,520]	[4,985,420]	[343,100]
給料手当	2,993,221	2,910,833	82,388

予算対比正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
退職給付費用	137,680	125,079	12,601
賞与引当金繰入	291,080	272,231	18,849
所定福利費	595,738	481,522	114,216
福利厚生費	177,935	161,188	16,747
会議費	75,000	3,647	71,353
旅費交通費	11,434	10,907	527
通信運搬費	105,420	104,085	1,335
消耗品費	94,050	81,699	12,351
印刷製本費	5,400	4,831	569
負担金	9,052	4,804	4,248
交際費	11,910	2,164	9,746
支払手数料	17,600	11,336	6,264
委託費	803,000	811,094	△ 8,094
経常費用計	81,647,451	84,683,528	△ 3,036,077
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,293,451	△ 199,802	△ 2,093,649
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,293,451	△ 199,802	△ 2,093,649
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産廃棄損	[0]	[4]	[△ 4]
車両運搬具廃棄損	0	4	△ 4
経常外費用計	0	4	△ 4
当期経常外増減額	0	△ 4	4
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,293,451	△ 199,806	△ 2,093,645
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 2,365,451	△ 271,806	△ 2,093,645
一般正味財産期首残高	44,801,566	44,801,566	0
一般正味財産期末残高	42,436,115	44,529,760	△ 2,093,645
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	62,436,115	64,529,760	△ 2,093,645

収支計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[1,000]	[400]	[600]
基本財産利息収入	1,000	400	600
事業収入	[73,750,000]	[78,644,553]	[△ 4,894,553]
ライスセンター収入	17,303,000	20,008,471	△ 2,705,471
育苗収入	21,597,000	22,392,443	△ 795,443
公園等管理収入	33,950,000	34,868,567	△ 918,567
その他の事業収入	900,000	1,375,072	△ 475,072
補助金等収入	[5,600,000]	[5,600,000]	[0]
地方公共団体補助金収入	5,600,000	5,600,000	0
雑収入	[3,000]	[238,773]	[△ 235,773]
受取利息収入	1,000	341	659
受取配当金収入	1,000	100	900
雑収入	1,000	238,332	△ 237,332
事業活動収入計	79,354,000	84,483,726	△ 5,129,726
2. 事業活動支出			
事業費支出	[73,513,160]	[75,377,200]	[△ 1,864,040]
材料費支出	6,754,000	6,805,990	△ 51,990
給料手当支出	26,975,779	26,043,734	932,045
賞与引当金支出	930,920	957,559	△ 26,639
所定福利費支出	3,752,262	3,118,408	633,854
福利厚生費支出	600,065	583,672	16,393
旅費交通費支出	89,566	37,613	51,953
通信運搬費支出	145,580	151,726	△ 6,146
消耗品費支出	4,818,950	7,276,110	△ 2,457,160
修繕費支出	5,480,000	6,631,133	△ 1,151,133
印刷製本費支出	35,600	46,410	△ 10,810
光熱水料費支出	2,648,000	2,001,319	646,681
賃借料支出	3,506,000	3,303,524	202,476
保険料支出	1,300,000	1,337,700	△ 37,700
租税公課支出	4,028,000	3,633,072	394,928
負担金支出	31,948	20,485	11,463
交際費支出	38,090	7,836	30,254
支払手数料支出	158,400	102,025	56,375
委託費支出	12,168,000	13,305,234	△ 1,137,234
新聞図書費支出	32,000	0	32,000
雑支出	20,000	13,650	6,350
管理費支出	[5,190,840]	[4,859,446]	[331,394]
給料手当支出	2,993,221	2,910,833	82,388
賞与引当金支出	291,080	264,441	26,639
所定福利費支出	595,738	481,522	114,216
福利厚生費支出	177,935	161,188	16,747

収支計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
会議費支出	75,000	3,647	71,353
旅費交通費支出	11,434	10,907	527
通信運搬費支出	105,420	109,871	△ 4,451
消耗品費支出	94,050	81,699	12,351
印刷製本費支出	5,400	5,940	△ 540
負担金支出	9,052	4,804	4,248
交際費支出	11,910	2,164	9,746
支払手数料支出	17,600	11,336	6,264
委託費支出	803,000	811,094	△ 8,094
事業活動支出計	78,704,000	80,236,646	△ 1,532,646
小計	650,000	4,247,080	△ 3,597,080
法人税等の支払額	△ 72,000	△ 72,000	0
事業活動収支差額	578,000	4,175,080	△ 3,597,080
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[578,000]	[578,000]	[0]
退職給付引当資産取得支出	578,000	578,000	0
固定資産取得支出	[3,600,000]	[3,677,550]	[△ 77,550]
車両運搬具購入支出	3,600,000	3,547,090	52,910
什器備品購入支出	0	130,460	△ 130,460
投資活動支出計	4,178,000	4,255,550	△ 77,550
投資活動収支差額	△ 4,178,000	△ 4,255,550	77,550
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
預託金支出	[0]	[16,320]	[△ 16,320]
預託金支出	0	16,320	△ 16,320
財務活動支出計	0	16,320	△ 16,320
財務活動収支差額	0	△ 16,320	16,320
IV 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 3,600,000	△ 96,790	△ 3,503,210
前期繰越収支差額	11,586,048	11,586,048	0
次期繰越収支差額	7,986,048	11,489,258	△ 3,503,210

財産目録

令和6年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額
(流動資産)			
	普通預金	常陽銀行 藤代支店	18,066,551
	普通預金	茨城県信用組合 藤代支店	558,623
	普通貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	1,350,041
	未収入金	公園等管理業務料他	1,940,290
	貯蔵品	封筒他	65,110
流動資産合計			21,980,615
(固定資産)			
基本財産			
	基本財産引当定期貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	20,000,000
特定資産			
	退職給付引当定期預金	常陽銀行 藤代支店	7,314,286
その他固定資産			
	建物	穀類等乾燥調製施設 水稻育苗施設他	1,962,905
	建物附属設備	変電設備他	7
	構築物	外構工事他	6,172,390
	機械装置	乾燥調製装置 播種出芽装置他	3,022,192
	車両運搬具	軽トラック他	3,481,025
	工具器具備品	収穫物搬送用バッグ他	1,607,079
	借地権	土地造成費	17,920,000
	電話加入権		72,800
	出資金	茨城県信用組合 藤代支店	10,000
	預託金		35,530
固定資産合計			61,598,214
資産合計			83,578,829
(流動負債)			
	未払金	茨城みなみ農業協同組合他	8,291,171
	預り金	健康保険料 厚生年金保険料他	261,112
	賞与引当金		1,258,000
	未払法人税等	法人県民税 法人市民税	72,000
	未払消費税等	消費税等	1,852,500
流動負債合計			11,734,783
(固定負債)			
	退職給付引当金		7,314,286
固定負債合計			7,314,286
負債合計			19,049,069
正味財産			64,529,760

監 査 報 告

一般財団法人 取手市農業公社
理 事 長 中 村 修 殿

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、予算対比正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録）及びこれらの附属明細書について監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。


(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年4月30日

一般財団法人 取手市農業公社

監 事 櫻 井 健 二 

監 事 吉 川 道 雄 

令和6年度 事業計画書

令和6年度 収支予算書

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月 31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)
2. 育苗事業(水稻苗販売及び代かき、田植え)
3. 公園等管理事業

収支予算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[1,000]	[1,000]	[0]
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
事業収益	[74,445,000]	[73,750,000]	[695,000]
ライスセンター収益	17,303,000	17,303,000	0
育苗収益	21,597,000	21,597,000	0
公園等管理収益	34,547,000	33,950,000	597,000
その他の事業収益	998,000	900,000	98,000
受取補助金等	[5,600,000]	[5,600,000]	[0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[3,000]	[3,000]	[0]
受取利息	1,000	1,000	0
受取配当金	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	80,049,000	79,354,000	695,000
(2) 経常費用			
事業費	[78,681,995]	[76,318,931]	[2,363,064]
材料費	6,830,000	6,754,000	76,000
給料手当	27,313,352	26,975,779	337,573
退職給付費用	440,320	440,320	0
賞与引当金繰入	958,344	930,920	27,424
所定福利費	3,465,482	3,752,262	△ 286,780
福利厚生費	600,065	600,065	0
旅費交通費	89,566	89,566	0
通信運搬費	138,040	145,580	△ 7,540
減価償却費	4,248,838	2,365,451	1,883,387
消耗品費	4,818,950	4,818,950	0
修繕費	5,825,000	5,480,000	345,000
印刷製本費	35,600	35,600	0
光熱水料費	2,204,000	2,648,000	△ 444,000
賃借料	3,261,000	3,506,000	△ 245,000
保険料	1,300,000	1,300,000	0
租税公課	4,028,000	4,028,000	0
負担金	31,948	31,948	0
交際費	38,090	38,090	0
支払手数料	158,400	158,400	0
委託費	12,845,000	12,168,000	677,000
新聞図書費	32,000	32,000	0
雑費	20,000	20,000	0
管理費	[5,543,843]	[5,328,520]	[215,323]
給料手当	3,206,648	2,993,221	213,427

収支予算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
退職給付費用	137,680	137,680	0
賞与引当金繰入	299,656	291,080	8,576
所定福利費	635,518	595,738	39,780
福利厚生費	177,935	177,935	0
会議費	75,000	75,000	0
旅費交通費	11,434	11,434	0
通信運搬費	99,960	105,420	△ 5,460
消耗品費	94,050	94,050	0
印刷製本費	5,400	5,400	0
負担金	9,052	9,052	0
交際費	11,910	11,910	0
支払手数料	17,600	17,600	0
委託費	762,000	803,000	△ 41,000
経常費用計	84,225,838	81,647,451	2,578,387
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,176,838	△ 2,293,451	△ 1,883,387
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,176,838	△ 2,293,451	△ 1,883,387
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,176,838	△ 2,293,451	△ 1,883,387
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 4,248,838	△ 2,365,451	△ 1,883,387
一般正味財産期首残高	42,436,115	44,801,566	△ 2,365,451
一般正味財産期末残高	38,187,277	42,436,115	△ 4,248,838
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	58,187,277	62,436,115	△ 4,248,838

収支予算書(収支)

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[1,000]	[1,000]	[0]
基本財産利息収入	1,000	1,000	0
事業収入	[74,445,000]	[73,750,000]	[695,000]
ライスセンター収入	17,303,000	17,303,000	0
育苗収入	21,597,000	21,597,000	0
公園等管理収入	34,547,000	33,950,000	597,000
その他の事業収入	998,000	900,000	98,000
補助金等収入	[5,600,000]	[5,600,000]	[0]
地方公共団体補助金収入	5,600,000	5,600,000	0
雑収入	[3,000]	[3,000]	[0]
受取利息収入	1,000	1,000	0
受取配当金収入	1,000	1,000	0
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	80,049,000	79,354,000	695,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	[73,992,837]	[73,513,160]	[479,677]
材料費支出	6,830,000	6,754,000	76,000
給料手当支出	27,313,352	26,975,779	337,573
賞与引当金支出	958,344	930,920	27,424
所定福利費支出	3,465,482	3,752,262	△ 286,780
福利厚生費支出	600,065	600,065	0
旅費交通費支出	89,566	89,566	0
通信運搬費支出	138,040	145,580	△ 7,540
消耗品費支出	4,818,950	4,818,950	0
修繕費支出	5,825,000	5,480,000	345,000
印刷製本費支出	35,600	35,600	0
光熱水料費支出	2,204,000	2,648,000	△ 444,000
賃借料支出	3,261,000	3,506,000	△ 245,000
保険料支出	1,300,000	1,300,000	0
租税公課支出	4,028,000	4,028,000	0
負担金支出	31,948	31,948	0
交際費支出	38,090	38,090	0
支払手数料支出	158,400	158,400	0
委託費支出	12,845,000	12,168,000	677,000
新聞図書費支出	32,000	32,000	0
雑支出	20,000	20,000	0
管理費支出	[5,406,163]	[5,190,840]	[215,323]
給料手当支出	3,206,648	2,993,221	213,427
賞与引当金支出	299,656	291,080	8,576
所定福利費支出	635,518	595,738	39,780
福利厚生費支出	177,935	177,935	0

収支予算書(収支)

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費支出	75,000	75,000	0
旅費交通費支出	11,434	11,434	0
通信運搬費支出	99,960	105,420	△ 5,460
消耗品費支出	94,050	94,050	0
印刷製本費支出	5,400	5,400	0
負担金支出	9,052	9,052	0
交際費支出	11,910	11,910	0
支払手数料支出	17,600	17,600	0
委託費支出	762,000	803,000	△ 41,000
事業活動支出計	79,399,000	78,704,000	695,000
小計	650,000	650,000	0
法人税等の支払額	△ 72,000	△ 72,000	0
事業活動収支差額	578,000	578,000	0
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[578,000]	[578,000]	[0]
退職給付引当資産取得支出	578,000	578,000	0
固定資産取得支出	[0]	[3,600,000]	[△ 3,600,000]
車両運搬具購入支出	0	3,600,000	△ 3,600,000
投資活動支出計	578,000	4,178,000	△ 3,600,000
投資活動収支差額	△ 578,000	△ 4,178,000	3,600,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	0	△ 3,600,000	3,600,000
前期繰越収支差額	7,986,048	11,586,048	△ 3,600,000
次期繰越収支差額	7,986,048	7,986,048	0

収支予算書内訳表

令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位：円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンス事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,000	0	0	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
事業収益	0	18,301,000	21,597,000	34,547,000	74,445,000
ライセンスター収益	0	17,303,000	0	0	17,303,000
育苗収益	0	0	21,597,000	0	21,597,000
公園等管理収益	0	0	0	34,547,000	34,547,000
その他の事業収益	0	998,000	0	0	998,000
受取補助金等	0	4,544,960	1,055,040	0	5,600,000
受取地方公共団体補助金	0	4,544,960	1,055,040	0	5,600,000
雑収益	1,000	247	1,286	467	3,000
受取利息	0	247	286	467	1,000
受取配当金	1,000	0	0	0	1,000
雑収益	0	0	1,000	0	1,000
経常収益計	2,000	22,846,207	22,653,326	34,547,467	80,049,000
(2) 経常費用					
事業費	0	28,870,986	23,908,637	25,902,372	78,681,995
材料費	0	0	6,448,203	381,797	6,830,000
給料手当	0	6,424,221	8,187,620	12,701,511	27,313,352
退職給付費用	0	128,836	101,208	210,276	440,320
賞与引当金繰入	0	280,408	220,276	457,660	958,344
所定福利費	0	882,300	956,966	1,626,216	3,465,482
福利厚生費	0	175,577	137,927	286,561	600,065
旅費交通費	0	26,207	20,590	42,769	89,566
通信運搬費	0	73,780	59,500	4,760	138,040
減価償却費	0	2,038,168	1,601,387	609,283	4,248,838
消耗品費	0	2,019,415	1,295,732	1,503,803	4,818,950
修繕費	0	4,551,073	740,358	533,569	5,825,000
印刷製本費	0	7,400	27,000	1,200	35,600
光熱水料費	0	1,710,965	470,995	22,040	2,204,000
賃借料	0	1,302,117	1,710,068	248,815	3,261,000
保険料	0	653,120	311,480	335,400	1,300,000
租税公課	0	1,007,737	1,139,034	1,881,229	4,028,000
負担金	0	9,322	8,802	13,824	31,948
交際費	0	11,145	8,755	18,190	38,090
支払手数料	0	59,840	66,880	31,680	158,400
委託費	0	7,495,058	382,781	4,967,161	12,845,000
新聞図書費	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑費	0	4,934	5,718	9,348	20,000
管理費	5,543,843	0	0	0	5,543,843
給料手当	3,206,648	0	0	0	3,206,648
退職給付費用	137,680	0	0	0	137,680
賞与引当金繰入	299,656	0	0	0	299,656
所定福利費	635,518	0	0	0	635,518
福利厚生費	177,935	0	0	0	177,935
会議費	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費	11,434	0	0	0	11,434
通信運搬費	99,960	0	0	0	99,960
消耗品費	94,050	0	0	0	94,050
印刷製本費	5,400	0	0	0	5,400
負担金	9,052	0	0	0	9,052
交際費	11,910	0	0	0	11,910
支払手数料	17,600	0	0	0	17,600
委託費	762,000	0	0	0	762,000
経常費用計	5,543,843	28,870,986	23,908,637	25,902,372	84,225,838
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,541,843	-6,024,779	-1,255,311	8,645,095	-4,176,838
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-5,541,843	-6,024,779	-1,255,311	8,645,095	-4,176,838
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-5,541,843	-6,024,779	-1,255,311	8,645,095	-4,176,838
法人税、住民税及び事業税	17,150	16,049	12,607	26,194	72,000
当期一般正味財産増減額	-5,558,993	-6,040,828	-1,267,918	8,618,901	-4,248,838
一般正味財産期首残高	-118,753,011	-85,341,829	17,606,124	228,924,831	42,436,115
一般正味財産期末残高	-124,312,004	-91,382,657	16,338,206	237,543,732	38,187,277
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
指定正味財産期末残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
III 正味財産期末残高	-104,312,004	-91,382,657	16,338,206	237,543,732	58,187,277

収支予算書(収支)内訳表

令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位：円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライスセンター事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,000	0	0	0	1,000
基本財産受取利息収入	1,000	0	0	0	1,000
事業収入	0	18,301,000	21,597,000	34,547,000	74,445,000
ライスセンター収入	0	17,303,000	0	0	17,303,000
育苗収入	0	0	21,597,000	0	21,597,000
公園等管理収入	0	0	0	34,547,000	34,547,000
その他の事業収入	0	998,000	0	0	998,000
補助金等収入	0	4,544,960	1,055,040	0	5,600,000
地方公共団体補助金収入	0	4,544,960	1,055,040	0	5,600,000
雑収入	1,000	247	1,286	467	3,000
受取利息収入	0	247	286	467	1,000
受取配当金収入	1,000	0	0	0	1,000
雑収入	0	0	1,000	0	1,000
事業活動収入計	2,000	22,846,207	22,653,326	34,547,467	80,049,000
2. 事業活動支出					
事業費支出	0	26,703,982	22,206,042	25,082,813	73,992,837
材料費支出	0	0	6,448,203	381,797	6,830,000
給料手当支出	0	6,424,221	8,187,620	12,701,511	27,313,352
賞与引当金支出	0	280,408	220,276	457,660	958,344
所定福利費支出	0	882,300	956,966	1,626,216	3,465,482
福利厚生費支出	0	175,577	137,927	286,561	600,065
旅費交通費支出	0	26,207	20,590	42,769	89,566
通信運搬費支出	0	73,780	59,500	4,760	138,040
消耗品費支出	0	2,019,415	1,295,732	1,503,803	4,818,950
修繕費支出	0	4,551,073	740,358	533,569	5,825,000
印刷製本費支出	0	7,400	27,000	1,200	35,600
光熱水料費支出	0	1,710,965	470,995	22,040	2,204,000
賃借料支出	0	1,302,117	1,710,068	248,815	3,261,000
保険料支出	0	653,120	311,480	335,400	1,300,000
租税公課支出	0	1,007,737	1,139,034	1,881,229	4,028,000
負担金支出	0	9,322	8,802	13,824	31,948
交際費支出	0	11,145	8,755	18,190	38,090
支払手数料支出	0	59,840	66,880	31,680	158,400
委託費支出	0	7,495,058	382,781	4,967,161	12,845,000
新聞図書費支出	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑支出	0	4,934	5,718	9,348	20,000
管理費支出	5,406,163	0	0	0	5,406,163
給料手当支出	3,206,648	0	0	0	3,206,648
賞与引当金支出	299,656	0	0	0	299,656
所定福利費支出	635,518	0	0	0	635,518
福利厚生費支出	177,935	0	0	0	177,935
会議費支出	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費支出	11,434	0	0	0	11,434
通信運搬費支出	99,960	0	0	0	99,960
消耗品費支出	94,050	0	0	0	94,050
印刷製本費支出	5,400	0	0	0	5,400
負担金支出	9,052	0	0	0	9,052
交際費支出	11,910	0	0	0	11,910
支払手数料支出	17,600	0	0	0	17,600
委託費支出	762,000	0	0	0	762,000
事業活動支出計	5,406,163	26,703,982	22,206,042	25,082,813	79,399,000
小計	-5,404,163	-3,857,775	447,284	9,464,654	650,000
法人税等の支払額	-17,150	-16,049	-12,607	-26,194	-72,000
事業活動収支差額	-5,421,313	-3,873,824	434,677	9,438,460	578,000
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出					
特定資産取得支出	137,680	128,836	101,208	210,276	578,000
退職給付引当資産取得支出	137,680	128,836	101,208	210,276	578,000
投資活動支出計	137,680	128,836	101,208	210,276	578,000
投資活動収支差額	-137,680	-128,836	-101,208	-210,276	-578,000
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
IV 予備費支出					
当期収支差額	-5,558,993	-4,002,660	333,469	9,228,184	0
前期繰越収支差額	-12,395,982	-11,338,867	7,466,753	24,254,144	7,986,048
次期繰越収支差額	-17,954,975	-15,341,527	7,800,222	33,482,328	7,986,048